

3.2 農業政策

コロンビアの農業分野は同国的主要な雇用源および外貨獲得源となっていることから、重要かつ戦略的な分野であるとされている。現在の農業政策は農村地域の発展、競争力強化及び市場の多様化を主眼としている。そのため、コロンビアは経済連携協定にも積極的であり、既に締結しているものを有効活用することを目指している。また、明示的には述べられていないものの、コロンビアの農業政策のもう一つの目的は同国の食糧自給率向上でもある。農業分野はまた、国内支持プログラムの他に、融資への優先的なアクセス、生産保障の補助及び為替リスクの回避といった種々の政策の恩恵を受けている。特に国際価格の変動から受ける影響を最小限に抑えるために、コロンビア政府は品目ごとに「価格安定化基金」制度を設けている。同基金は 1993 年の法律第 101 号により創設され、現在では綿花、砂糖、カカオ、牛肉及び乳製品、アブラヤシ及びコーヒーの分野に価格安定化基金が存在している。これらの基金は生産者の収入保障と国内価格の適正化を行うことが目的であり、国際価格を参考に、各品目の下限と上限が定められ、生産者（または輸出業者）はこれらとの差額を基金に収めたり、または基金から収入保障分として差額分を受け取ったりする。これらの基金は農業地方開発省の管轄下にあるが、同省はそれぞれの生産者団体との間で基金運用に関する委託契約を行っている。

上記の価格安定化基金以外にも綿花、コメ及び牛乳分野に対して価格の安定化を目的とするメカニズムが存在する。綿花について、2003 から運用されている綿に対する最低価格保障の中では、生産者の綿繊維 1 トンに対する最低価格の保証が行われている⁶⁹。コメについて、政府は余剰生産が発生する下半期のコメ（粳米）の保管に対する補助金を支給している⁷⁰。これにより、コメの価格の著しい騰落を防いでいる。ミルク（生乳）に対しては、生産者が提出する生乳の衛生状況や成分、または集荷所からの距離等の項目を元に参考価格が算出される仕組みとなっている。

コロンビア政府は 1994 年の国家計画基本法に基づき、大統領府内の国家企画庁（DNP）の下で、政権が交代する 4 年ごとに国家開発計画を作成し公表している。同計画の中身は、政府が向こう 4 年間に行う諸政策の方針と目標を定めるものであり、大統領と政権担当者が方針を提示し、国家企画庁が計画の作成、評価及びフォローアップを行う。

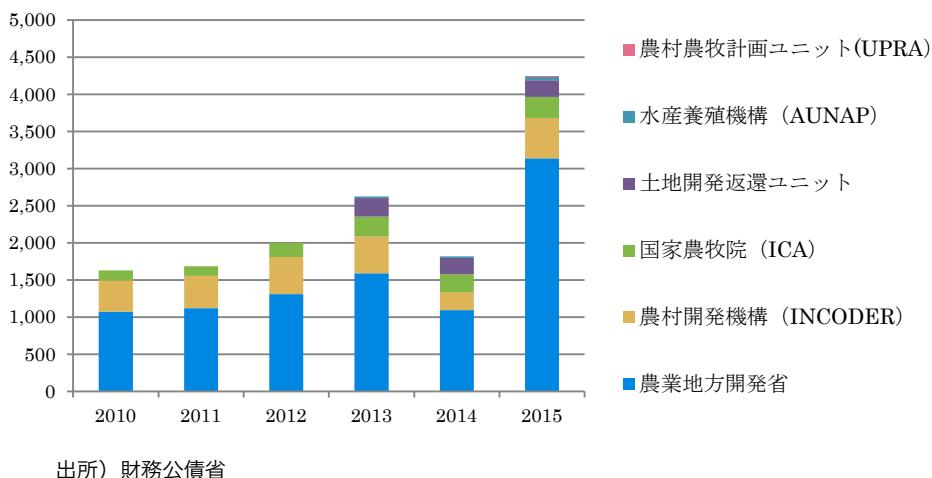
国内では未開墾となっている土地が豊富にあることから、同計画の中では農業は成長性の高い分野とみなされている。90 年代には国内紛争などの影響で農業は停滞していたが、2000 年後半から回復期間に入った。その後、世界的な景気低迷とともに成長率に上下があるものの、近年では国内の経済成長率を上回るほどの成長を遂げている。特に近年の高い成長の主な原因是農村地の拡大であるといわれている、その中でも、サトウキビ等の従来作物ではなく、ここ数年で輸出品目として重要性を増している果物及び油糧種子類（アブラヤシ等）などである。コーヒーについてはスペシャリティコーヒーと言われる付加価値のあるオーガニックまたは特産コーヒー等はその栽培面積を増やし、植え替えプログラムも進んだことで、病害の蔓延にもかかわらず生産の増加傾向を維持している。

他方で、農業分野がさらなる発展を遂げるためには、いくつかの課題点を克服しなければならないと言われている。それらは主に低い競争力と生産性、農村インフラの整備、土地および水資源の有効活用、作物の流通メカニズムや市場の開拓などである。低い競争力の主因と言われているのは生産費用の硬直性であり、農業に必要な中間財は国際価格に左右されている。コロンビアの農業は常に為替レートに対して脆弱であり、特に農業用化学品、種子及び機械類は輸入に頼っている中間財である。人件費の上昇も生産費用の上昇に影響している。

⁶⁹ 2014 年は 5,045,000 ペソ/SLM ベース綿繊維

⁷⁰ 2014 年下半期では 1 トン当たり最大 10 万ペソ

図 18 コロンビア農業地方開発省関連予算の推移（十億ペソ）



コロンビア農業政策は農業地方開発省及び同省の傘下にある 5 つの機関が中心的な役割を担っている。これらの 5 機関は農村開発機構 (INCODER)、国家農牧院 (ICA)、土地開発返還ユニット、水産養殖機構 (AUNAP) 及び農村農牧計画ユニット (UPRA) である。最後の 3 機関 (土地開発返還ユニット、AUNAP 及び UPRA) はサンタス政権 1 期目に新設された組織である。

INCODER は 2003 年に創設され、それまで独立して存在していた農地改革機構 (INCORA)、土地整備機構 (INAT)、農村投資共同融資基金 (DRI) 及び水産養殖院 (INPA) を合併した組織である。INCODER の主な目的は農村の経済社会開発の促進、具体的には中小規模生産者への技術及び資金的な支援、能力開発支援である。

ICA は 1962 年に設立され、農業に関する研究開発を行う機関である。これまで綿花、サトウキビ、小麦、コメなどの作物に関する生産性向上プログラムを実施し成果を上げている。

土地開発返還ユニットは農地を奪われた農民への支援を行う機関として新設され、土地返還申請に関する実際の調査及びその後の返還手続き等を行っている。

AUNAP は 1 期目のサンタス政権の際に新設され、漁業及び養殖に関する政策の策定と実施を行っている。UPRA は土地の有効な活用及び灌漑整備に関する計画を策定する機関として 2011 年に設立された。

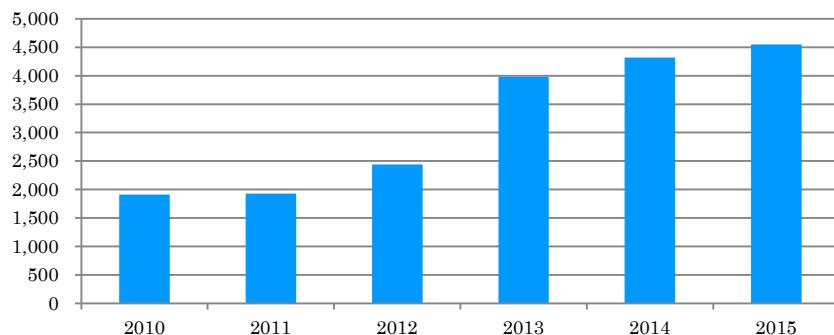
近年の農業地方開発省及び 5 機関への予算配分を見てみると、増加傾向にあることがわかる。農業地方開発省は最も多くの予算を受けており、同省はその中から農牧分野融資基金 (FINAGRO)、農業銀行等の下部組織に資金を充當している。

上記の予算以外に、他省庁への予算の中でも農村開発関連のプロジェクトが含まれておらず、実際の農業開発関連の予算はこれより大きいと財務公債省が分析している。同省によれば 2015 年の同予算は 4.5 兆ペソに達する。特に 2014 年では、農業地方開発省関連の予算が減少したが、同年はコーヒー生産者向けのコーヒー価格下落に対する農業収入保障制度 (AIS)⁷¹を通じて、特別予算として約 1 兆ペソが支給されたため⁷²、農村開発関連全体の予算は 4 兆ペソを超えていた。

⁷¹ 海外からの激しい輸入及び国際価格の激しい騰落から生産者の収入を保障するため、生産者の栽培面積及び生産量に応じて支援金が供与される仕組みである。通常の予算は年 5,000 億ペソ。

⁷² (Contraloría General de la República 2013)

図 19 農業開発関連予算の推移（十億ペソ）



出所) 財務公債省

さらに、農業地方開発省の予算外で、業界団体が運営する促進基金に対する政府からの出資金がある。これらの促進基金は半官半民基金（Fondos Parafiscales）であり、出資金は農業地方開発省を介さずに国庫から直接運用団体へと支給される。2015 年の総支給額は 3,770 億ペソに達し、前年より約 15% 増加した。

表 126 半官半民基金(Fondos Parafiscales)への出資金（十億ペソ）

基金名	2014 年	2015 年	運用団体
コーヒー基金	144.6	184.0	FNC
畜産促進基金	78.1	76.5	FEDEGAN
アブラヤシ促進基金	32.8	34.1	FEDEPALMA
養豚促進基金	19.7	22.0	ASOPORCICULTORES
野菜果実促進基金	12.6	16.4	ASOHOFRUCOL
養鶏促進基金	14.3	15.7	FENAVI
コメ促進基金	11.0	11.1	FEDEARROZ
カカオ促進基金	6.7	8.0	FEDECACAO
バナナ促進基金	3.4	3.1	FEDEPANELA
穀物促進基金	3.0	2.8	FENASTE-CEREALISTA
葉たばこ促進基金	1.6	1.6	FEDETABACO
綿花促進基金	0.7	0.7	CONALGODON
豆類促進基金	0.5	0.5	FENALCE-LEGUMINOSAS
大豆促進基金	0.3	0.4	FENALCE-SOYA
ゴムノキ促進基金	0.2	0.3	Confederación Cauchera
合計	329.4	377.1	

出所) 財務公債省

2010-2014 期の国家開発計画はコロンビア経済の競争力強化を重要な柱として据え、その中で農業分野を成長性の高い 5 つの分野の中の一つと位置付けている。コロンビアの農業政策は農業地方開発省が策定及び実施を行っている。サントス政権 1 期目が策定した 7 大戦略についても同省が所掌している。主な目標は農村地の雇用の創出と収入の上昇、農業のさまざまなリスクに対する対策事業、そして国内外市場の拡大と多様化である。市場の開拓を遂げるために、コロンビア政府は近年積極的に海外の主要国と経済連携協定を締結させており、これを有効なツールとして据えている。市場の拡大と多様化を成し遂げるために、コロンビアはさらに国家農牧院 (ICA) を通じて「農食品の安全無害化国家政策 (Política Nacional de

Sanidad Agropecuaria e Inocuidad de los Alimentos)」を強化している。

また、明示的には述べられていないものの、コロンビアの農業政策のもう一つの目的は同国の食糧自給率向上でもある。その具体的なものとしては価格管理制度、またコーヒー生産者と結んでいる「2008-2011年コーヒー政策協定(Acordo de Política Cafetera)」では、コーヒー生産地の自給率を向上する目的でコーヒー畑に黄トウモロコシ及び豆類の栽培を促進するプログラムが含まれている⁷³。

なお、コロンビアの生産者の規模は下表のとおり定義されている。

表 127 中小規模生産者の定義⁷⁴

小規模生産者
資産総額が法定月額最低賃金(SMMLV)の 145 倍以下
中規模生産者
資産総額が法定月額最低賃金(SMMLV)の 5,000 倍以下

出所) WTO

また、農村開発機構(INCODER)を通じて支給される各種の支援内容を受給するための要件として、コロンビア政府は UAF(家族農業単位)という概念を用いている。一家族が生活をし、法定月額最低賃金(SMMLV)の 2 倍を生み出せるだけのポテンシャル(気候、土壌、技術的要因等)を有する土地面積を 1UAF と設定されている。コロンビアの多様な気候や土壌を反映して、肥沃な土地があるアンデス地域と、酸性土の多いオリノコ地域では 2 倍の SMMLV を生み出すために必要となる面積が異なる。例えば、コーヒー生産地のキンディオ県では 4-10 ヘクタールは 1UAF に相当するのに対して、グアイニア県では 163-220 ヘクタールが 1UAF に相当する⁷⁵。INCODER の各種支援は 1UAF 以下の農場が対象となっており、1994 年に行われた「小規模センサスプロジェクト(Proyecto Censo de Minifundios)」では 1UAF 以下の農場数は 2,299,840 戸であった⁷⁶。

3.2.1 第 1 及び第 2 期サントス政権の農業政策

コロンビアの農業地方開発省は今後 10 年間の目標として以下の 3 大目標を掲げている⁷⁷。

- 農林水産分野GDPの成長率の年平均5%達成
- 都市・農村間貧困格差（1.4%）の半減（0.7%）
- 耕作地を1,000万ヘクタールまで倍増し、500万ヘクタールで灌漑と排水施設を整備

1 期目のサントス政権では 7 つの大戦略が立てられた。それらは①農牧業の競争力強化、②生産チェーン及び付加価値の促進、③国内外の市場の拡大と多様化、④リスク管理のスキーム構築及び農村への投資条件の改善、⑤農村地域での所得創出のための能力開発、⑥農村地域開発における平等の促進、及び⑦農村開発及び競争力強化のための機構の整備である。また、農業分野が発展するためには、サントス政権は国内紛争を解決することが最重要と考え、コロンビア革命軍(FARC)との和平交渉と、国内紛争の結果土地を強制的に奪われたまたは手放した農民に対する補償政策に大きな力を注いでいる。土地の返還及び補償政策については次節で扱うこととする。

⁷³ (WTO, Trade Policy Review Body 2012)

⁷⁴ (WTO, Trade Policy Review Body 2012)

⁷⁵ (千代 2013)

⁷⁶ (Instituto Geográfico Agustín Codazzi 2012)

⁷⁷ (Memorias al Congreso de la República 2010-2014 2014)

農牧業の競争力強化

サンタス政権 1 期目の中の第一の戦略である農牧業の競争力強化では、政府は①生産性の向上と生産コストの削減、②土地、水、水産及び生物多様性等の資源の有効活用、③灌漑インフラの整備、④高品質な種子の生産促進、及び⑤農村労働力の生産性向上を具体的な目標として掲げている。

具体的には農地におけるイノベーションの促進であり、生産者が実際に直面している課題に対する改善手法や新しい技術の普及、技術開発のための政府支援を指している。特に民間セクターとの共同開発や研究を推し進める。生産者費用の削減を実現するために政府は中間財や技術の一括購入と配布に関するメカニズムの構築を掲げ、中間財に関する価格の透明化を進める。競争力強化を行うに当たり、「総合技術支援（ATI）」という概念が国家開発計画で用いられている。ATI の中では従来の技術支援だけでなく、ビジネスモデルの作成、融資申請の支援、政府調達への申請の支援などといった総合的なビジネス志向の支援が含まれている。その他に生産過程の共同化も促される。

土地などの有効活用を促すために、灌漑や水はけに関するインフラ計画の作成が国家開発計画の中で明記されている。同計画の中に民間の参入が促されることになり、排水や河川流域の保全事業と整合性が取れることが必要である。水産資源、特に養殖業の発展を促すためには研究開発及び評価事業が実施されることになっている。

生産チェーン及び付加価値の促進

第二の戦略である生産チェーン及び付加価値の促進では、生産、運搬、流通などの各工程の効率化が図られる。集荷所の増設や既存施設の効率化、衛生要件を満たし、さらに一次産品に付加価値がつけられるような施設の整備を行う。流通について、コロンビア政府は①横断または垂直統合を強化し、規模の経済を促す、②農産品流通の中間業を減らし、また中間財の共同流通を促す、及び③政府調達に地域産品の連結を容易にする、といった政策を掲げている。

国内外の市場の拡大と多様化

第三の戦略では、国内市場で優先順位の高い作物の安定供給を保障する。具体的には物資の調達が困難な地域への競争力の高い価格及び品質で供給すること、その他に、栄養価の高い作物の消費量増加に取り組むことが記されている。

海外市場では、コロンビア農産品の確実な輸出増加を実現するためには、①有望な市場及び商品の輸出戦略に研究開発プログラムとの整合性を持たせアジェンダを作成する、②同アジェンダに沿って経済協定の交渉を行う、③国際競争力の高い農産品・バイオ燃料を強化・発展させる、④輸出促進を行うための貿易政策の見直し、及び⑤海外市場への輸出を容易に行うために、各市場で求められる雇用、生産、加工及び流通に関する認証の取得を促すことが明記されている。それとともに「農食品の安全無害化国家政策」の強化が必要であり、特に国際貿易で障害となる病虫害の撲滅と管理といった衛生条件の向上に焦点があたられる。

リスク管理のスキーム構築及び農村への投資条件の改善

第四の戦略である「リスク管理のスキーム構築及び農村への投資条件の改善」では、サンタス政権は生産者の収入保障と投資促進を実現するためには①土地の有効活用を促す、②リスク回避文化の醸成、③情報通信技術の使用促進、及び④農村金融システムの開発と融資の増加を具体的な政策として掲げている。

栽培面積の拡大とともに、生産量の増加を促し、有望な作物への植え替えも行うことがこの戦略の重要な柱の一つである。また、投資の促進は小規模生産者の土地所有を脅かすことなく行われるべきであり、

そのためにはまず土地所有の正規化、そしてその使用に関する長期契約の促進を促すことが必要であると国家開発計画に記されている。また、これと並行して、農村土地台帳 (catastro rural) の更新作業が進められ、これとともに農地に対する課税の徴税力の向上を目指す。具体的には 2010 年の法律第 1429 号では農村登録帳が新たに作られ、情報開示を行うことにより民間セクターからの投資を促している。また今後農村の地価に関する情報の開示システムも予定されている。

リスク回避文化の醸成では、予防策の実施を促し、特に気候変動に対する分野別の戦略を策定する。また、コロンビアの重要な水源であり、生物多様性が豊富な南西地域 (Macizo Colombiano) での植林事業も重要な政策として掲げられている。気候変動及び天災保険の活用を促し、地域ごとの自然災害に関する発生リスクの情報を収集することも盛り込まれている。情報通信技術の導入では気象情報の活用または農産品のトレーサビリティー強化にも活用されることを目指している。融資に関しては、前述の総合技術支援 (ATI) の枠組みの下で融資のアクセスを容易にし、貯金、保険及びマイクロファイナンスなどの活用も促す。

農村地域での所得創出のための能力開発

第五の戦略である農村地域での所得創出では、土地、水や融資へのアクセスを容易にするとともに、農村での自給自足の向上を促す。自給率が上がれば、外的要因に対する脆弱性が減少されるとコロンビア政府は見ている。土地へのアクセスは土地の返還と関係しており、現在進められている土地の返還及び未墾地の供与が進めば農村地での所得の機会が増え、これに灌漑施設の整備が加われば、生産量が増えると国家開発計画で説明されている。交渉力の向上を実現するためには共同化の枠組みを強化し、共同化プロジェクトに対して支援金を優先的に充当する等の政策を行う。

農村地域開発における平等の促進

第六の戦略では特に土地の計画及び整理に役立つ縮尺 1:100,000 の地図作成の完成を主な柱としており、同地図が完成すれば各地における農村開発計画が立てられ、有効な土地活用が可能となる。同地図を元に商品の流通に関するインフラ計画も作成することが可能となり、生産チェーンの効率化も図られる。特にコロンビアの南部やメタ川とオリノコ川流域地域にあたるメタ、カサナレ、アラウカ及びビチャダ県は農業分野では大きな潜在力を秘めていることから、これらの地域で先に研究、技術支援、インフラ及び衛生状況に関するニーズ調査を開始する。この戦略では各地の土地の条件にあった政策の策定が必要であることを指摘し、オリノコ地域以外にはカリブ海地域及びアンデス山脈地域ではより生産性の高い作物への植え替えプログラムの実施が明記されている。

農村開発及び競争力強化のための機構の整備

第七の戦略では農村の競争力を向上させる目的で、サントス政権は 6 つの機構の整備を打ち出している。それらは①土地政策に関する機関の創設及び農村開発機関の強化、②動植物検疫国家システム (MSF システム) の強化、③技術開発研究システムの整備、④持続可能な生物多様性の活用に関する機関の強化、⑤農村融資システムの強化、及び⑥農牧業リスクに関する機関の創設である。

土地及び農村開発に関する政策を策定する機関として、農業地方開発省内に農村開発次官官房が創設され、これらの政策を実施する機関として「国家土地整備ユニット (Unidad Nacional de Tierras y Adecuación)」の創設を行う。さらに、現在の農村開発機構 (INCADER) を小規模生産者向けの政策実施機関としての機能に編成し直し、水産事業の強化とともに新たに林業を所掌とする。その中で、林業促進の有効な政策である「林業促進認証(CIF)」の運営を行うことを計画している。CIF は新たに植林される際にかかる費用の最大 50%を植林してから 5 年まで補助する制度である。技術開発研究システムの整備

では、現在複数の機関にまたがって行われている研究を、農牧研究機構（CORPOICA）を中心に据え、他機関との連携を促進する。CORPOICA はまた、農業地方開発省の研究開発に関する政策の実施機関としての役割を担う。

融資システムの強化について、農業銀行の近代化を行い、また農牧分野融資基金（FINAGRO）の役割を変更し、民間金融機関の融資サービスの多様化に努める⁷⁸。農業リスクに関する機関として、農業地方開発省内に農業リスク局を創設し、その主な役割は①農業に関するリスクの評価システムの開発と分析、②気候変動によるインパクト及び頻度の測定と評価、及び分野別の気候変動リスクマップの作成である。

サントス政権 1 期目の主な実績

サントス 1 期目で主に成し遂げられたこととしては、農業政策の実施機関として新たに「農村農牧計画ユニット（UPRA）」の創設及び水産業の監督機関として水産養殖機構（AUNAP）の創設が挙げられる。AUNAP は 2011 年に創設され、2014 年にはに養殖業の促進に関する「維持可能な養殖発展計画」が定められた。その他に後述する土地返還政策に関する土地返還ユニットも創設された。

戦略別に見てみると、第一の戦略であった競争力強化について、国家農牧院（ICA）が推し進めた優良品種の播種は順調に進み、2013 年末には綿、コメ、豆類、小麦及びジャガイモの優良品種を使った作付面積は 726,644 ヘクタールになり、4 年間の目標であった 676,797 ヘクタールを達成した。農牧研究機構（CORPOICA）を通じて行われた技術ノウハウの移転では、2013 年までに 17 の生産モデル（技術パッケージ）が実施され、それらは綿、マンゴー、小麦と大豆、バナナなどのパッケージであった。国家開発計画の目標は 24 パッケージであったことから、目標達成については 2014 年の結果を見る必要がある。新しい品種の開発については、同計画では 26 品種の新開発と市場投入が目標であった一方、2013 年時点ではその実績は 15 品種であった。

また、予算の増加により（4 年間で年率 25% の増加）、より多くの政策及び支援メカニズムが実施されたことである。具体的には農村住宅プログラム、土地正規化プログラム及び農村マイクロファイナンス基金等がその代表的な例。農牧分野融資基金（FINAGRO）を通じて行われた融資額は 2010 年の 4.18 兆ペソから 2013 年の 6.96 兆ペソへと 66.5% 伸びた。また、地域行政の強化も実施され、特に農村開発地域審議会（CDMR）や農業セクター別審議会（CONSEA）の強化が図られた。その結果、栽培面積は 2009 年の 452 万ヘクタールから 501 万ヘクタールまで増加し、生産量もまた 2,510 万トンから 2680 万トンまで増加した（いずれも林業を含まない）。

国内外市場の拡大と多様化について、コロンビア政府は 18 カ国と 46 品目に関する輸出の取り決めを締結した。これによりコロンビア産の 27 の畜産品及び 19 の農産品が新たに輸出可能となった。そのために、政府は口蹄疫、ウシ型結核菌及びウシブルセラ症の清浄地域を 15 にまで拡大させた。また、チチュウカイミバエの低発生地域として新たに 6 の地域が指定された。リスク管理に関するスキーム構築について、農業地方開発省は積極的に農業保険の加入を推し進め、2013 年には 6,408 件の保険数、保険のカバー面積は 68,520 ヘクタールに及んだものの、国家開発計画の目標である 8 万ヘクタールには及んでいない。

農村地域での所得創出に関する進捗状況では、農業開発省は 2012 年に農地所有正規化プログラムを実施し、2013 年までに 24,225 件の申請があり、そのうち 228 件について土地所有の登記が完了した。また、農村開発機構（INCODER）が管轄している未開墾地の供与について、126 万ヘクタールを 4.6 万世帯に供与した。また、小規模生産者の共同化を促す政策では、558 の共同ユニットに支援が行われ、小規模生産者と加工業者などの共同化ユニットも支援の対象となった。

⁷⁸ FINAGRO は金融機関向けに割引融資を行なう一方で、農業銀行は生産者に直接融資を行う機関である。農業銀行が行う融資の財源は FINAGRO からの資金である。

表 128 サントス大統領の農業政策（2010－2014 及び 2014－2018）

2010－2014 サントス 1 期目	2014－2018 サントス 2 期目(PND 草案)
農業分野の 7 大戦略	5 大目標
・農牧業の競争力強化	・土地がないまたは不十分な土地を有する農村住民に対する土地アクセスを目指す農村地の整理、また持続可能な発展の下での土地の有効活用及び土地所有に関する法的保障のための農村地の整理
・生産チェーン及び付加価値化の促進	・都市部—農村の格差を是正し、農村住民の人間開発に資する公的資源および社会サービスの提供によって社会的移動が可能になる基盤の創設
・国内外の市場の拡大と多様化	・農民の包摶を通じた貧困撲滅の迅速化及び農村中間層の拡大
・リスク管理のスキーム構築及び農村への投資条件の改善	・生産者にとって農業が富の創出源となるための中間財及びサービスの提供を通じた農村の競争力強化
・農村地域での所得創出のための能力開発	・農村住民のニーズに沿い、農村間の福祉及び発展の機会の格差を是正するような総合的な組織変更
・農村地域開発における平等の促進	
・農村開発及び競争力強化のための機構の整備	

出所)PND(国家開発計画) 2010-2014 及び 2014-2018 草案

サントス政権 2 期目の農業政策では、和平交渉の縮結が重要な課題として据えられている。これとともに地域間の格差の是正及び農村地域の教育水準の向上が農村の発展にとって重要な要素であるとしている。

2014－2018 期の国家開発計画は 2015 年中ごろまで公表されないものの、同計画は 2014 年 12 月に議会で審議される基本指針案を発表している。本報告書ではこの報告書を元に 2014-2018 期の農業政策について説明する⁷⁹。同計画は 5 つの大目標を掲げ、各目標の下には具体的な政策を記している。

土地がないまたは不十分な土地を有する農村住民に対する土地アクセスを目指す農村地の整理、またグリーンな発展の下での土地の有効活用及び土地所有に関する法的保障のための農村地の整理

第一の目標である農村地の整理の具体的な政策としては、国家開発計画が①土地へのアクセス、②土地に関する法的保障、及び③土地等の天然資源の有効活用の促進を挙げている。

前期同様に、土地を持っていないまたは十分な耕作地を有していない農村住民に対する優先的な土地へのアクセスを促進する政策は踏襲されている。具体的には、後述する土地返還法で定められたメカニズムを通じて、土地の返還を行う。また、未開墾地で政府が保有しているものについては、これを供与するシステムも継続し、土地所有の正規化も進めていく。土地所有の正規化は所有の法的保障を意味し、将来の土地の収奪を防ぐとともに、安定した土地の開発が促される効果を持つと同計画で説明されている。土地所有の正規化を行うに当たり、農村土地台帳の更新が重要な施策の一つとなる。この台帳と現行の土地所有状況との整合性が必要であると国家開発計画の草案に書かれている。また、先住民に対する土地の供与に関する政策も明記されており、先住民共同体への土地の供与も、地域の状況を勘案しながら進められると記されている。三つ目の政策である天然資源の有効活用について、同計画では土地活用を促すために縮尺 1:25,000 の地図の作成作業が継続される。同地図を元に土地の有効活用に関する方針が策定されるようにし、特に地域住民の参加を促すべきであるとされている。具体的には活用されていない土地等に関する情報を地域住民から吸い上げることを指している。第 1 期サントス政権時に創設された農村農牧計画ユニ

⁷⁹ (Departamento Nacional de Planeación 2014)

ット（UPRA）は縮尺図を元に中長期的なインフラ整備計画に関する方針を定め、土地所有の移転を行うことなく、地域住民と投資家の共同参加プロジェクトを促すことになると同計画が説明している。

林業については国内外の市場を念頭に、林業分野の戦略的発展区域を 3 カ所定め、商業目的の植林を促すことが明記されている。また、植林を促進する現行の「林業促進認証(CIF)」制度を林業の生産サイクルに適合するように融資期間を柔軟にする等の制度変更を行うとされている。水産業については第 1 期サンタス政権時新設された水産養殖機構（AUNAP）を中心に「維持可能な養殖発展計画」の実施が明記されている。同計画の一つの目標としては、養殖の生産量を現在の 88,000 トンから 2018 年までに 120,000 トンに引き上げることである。第一目標に関する具体的な数値は下表のとおりである。

指標	2013 年ベース	2018 年目標
環境との調和がとれた土地に関する社会的生産的な整理政策（整理された農地の件数）	576,239	1,280,000
土地台帳で更新された農地の件数	570,189	850,745
土地台帳の基礎的な情報が更新された割合	35%	100%
正規化及び農地開発のために供与された農地の件数	6,050	80,000
土地へのアクセス制度を享受した先住民の世帯数	13,087	15,000
土地所有状況、占拠状況及び使用状況に関する情報が整備された地域（ヘクタール数）	66,389	550,000
縮尺 1:25,000 の農業地図が完成した地域（ヘクタール数）	1,723,639	9,417,500
縮尺 1:25,000 の農業地図で戦略的な生産となる地域の特定(ヘクタール数)	0	2,000,000
気候変動に対する適用及び影響の提言政策を有する生産システム（件数）	0	8

出所) DNP

都市部一農村の格差を是正し、農村住民の人間開発に資する公的資源および社会サービスの提供によって社会的移動が可能になる基盤の創設

第二の目標である都市部一農村部の格差是正に関する具体的な政策として、国家開発計画は①農村住民の住環境及び公共サービスへのアクセスの改善②教育サービス及び農村医療サービスの品質向上とアクセスの改善、及び③農村地の社会保障制度の改善及び雇用の正規化を挙げている。

この目標の多くの政策は農村地における貧困状況の改善に向けられており、住環境の改善については農業地方開発省と住居都市国土省（MVDT）の連携が必要であると、国家開発計画では指摘されている。農業地方開発省はまた、農村地の住環境を整備するための補助金を用意しており、今後 4 年間で同補助金支給の迅速化及び対象者の拡大が行われる。また、住居内の上下水道のサービスは農村開発機構（INCODER）が所轄する「地域に焦点を置いた総合的な農村開発プログラム(PDRIET)」と連携して行われると明記されている。

サンタス政権は 2014-2018 期では各分野における目標とともに、横断的な戦略も掲げており、その一つは社会的上昇（social mobility）の進展である。農村における教育及び医療サービスへのアクセスはこの社会的移動の戦略に大きく寄与すると国家開発計画で説明されている。また、社会保障制度の改善については、農村活動毎の特徴（季節性、労働期間及び雇用形態等）に合わせた社会保障制度の見直しが行われる。第二の目標に関する具体的な目標数値は以下の通り。

指標	2013 年ベース	2018 年目標
農村部における住居の不足率	61%	56%
住居の供与件数	40,975	100,000
上水にアクセス可能な人口	7,937,296	8,517,296
下水サービスを受けている人口	7,368,425	8,188,425

出所) DNP

農民の包摶を通じた貧困撲滅の迅速化及び農村中間層の拡大

第三の目標である貧困撲滅及び中間層の拡大に関する具体的な政策として①柔軟かつ有効な土地への関与メカニズムの開発、②農村共同体の生産・流通能力の開発、及び③資金・市場へのアクセスの促進を挙げている。

土地の関与政策について、農村開発機構 (INCODER) が所轄している PDRIET では、農村住民の参加機会を設け、農村の状況に関する情報を吸い上げ開発プログラムの策定を行うことが定められている。これを実現するためには、予算の配分及びタイムラインの策定が必要であると国家開発計画で指摘されている。地域住民及び地域行政を農村開発プログラムに巻き込むことにより、計画に基づいた土地の適正な活用が促され、地域住民へのインフラ整備のアクセス機会が増すと説明されている。INCODER が PDRIET の計画策定を行うに当たり、縮尺 1:25,000 の地図の完成及び地域のインフラ状況や気候変動に関する情報を持ち合わせることが必要であり、これらの政策は連動して実施されるべきであると明記されている。

農村共同体の生産能力開発について、第 1 期サントス政権時に新設された独立機関である社会繁栄庁 (DPS) と PDRIET の連携が必要であると述べられている。DPS は貧困世帯に対して、教育及び医療サービスへの参加に応じた条件付けの補助金の支給を行っている他、住環境整備への補助金、上下水道へのアクセスの促進、零細企業への融資等を行っており、これらは貧困層とくに極貧困層が対象となっている。農業地方開発省は DPS の諸政策を反映した PDRIET の策定が必要であるとしている。また、小規模生産者の組織化とその正規化を促し、ビジネスモデル作成のための能力開発も今後 4 年間で行うことが明記されている。

資金及び市場へのアクセスの促進について、政府は特に僻地の農民に対する融資サービスの拡充を実現するためには、協同組合へのアクセスおよび NGO 等からの融資サービスを促すことにより、手続の煩雑さを軽減し、資金を借りやすい環境を整えることが明記されている。また、マイクロファイナンスを行う企業に対する能力開発を促進する。

また都市部の市場へのアクセスについて、地方及び全国レベルの公共調達において小規模生産者の商品購入を促す制度を策定することのほかに、商品の加工、保管及び流通が行えるようなインフラの整備が具体的な政策として挙げられている。第三の目標に関する具体的な目標数値は以下の通り。

指標	2013 年ベース	2018 年目標
農村における貧困世帯数	1,195,930	1,045,000
PDRIET プラグラムの実施件数	2	10
先住民及びアフリカ系住民共同体に対する食糧保障及び生産性向上プログラムの対象世帯数	10,000	30,000
DPS の政策に参加する世帯数	0	35,000
ビジネスモデルを有する世帯数	27,728	184,000
農村の組織化及び起業プログラムへの参加人数	8,700	48,000
生産提携プログラムへの参加人数	12,360	49,000

出所) DNP

生産者にとって農業が富の創出源となるための中間財及びサービスの提供を通じた農村の競争力強化

第四の目標である貧困撲滅及び中間層の拡大に関する具体的な政策として、国家開発計画は①総合技術支援(ATI)の新たなモデルの確立及び農牧・食品加工イノベーションシステムの強化、②土地および水資源の有効活用のためのインフラ整備の近代化、③第三級道路の復旧に関する計画の実施、④農牧融資制度の改革及び市場・気候変動に関するリスク管理のための対策事業の実施、⑤農産品の効率的な流通と分配のモデルの確立、及び⑥市場への確実なアクセスを実現するプランの策定を挙げている。

総合技術支援の枠組みでこれまで行われている支援に加え、農業以外の農村における経済活動の発展にも寄与するような技術支援の実施も行えるようにする旨国家開発計画で説明されている。技術支援は農牧研究機構（CORPOICA）が中心となって実施されている農牧科学技術イノベーションシステムの枠組みの中で行われ、地域及び分野別の技術的な解決策を提供できるようにすることが明記されている。また、同システムの中には地域の大学や業界団体が擁する研究機関を巻き込むべきであり、県単位のイノベーションシステムの創設を掲げている。水資源のインフラ整備について、水ニーズの高い地域の特定から始まり、効率的な水の使用や持続可能な使用方法に関する計画の策定を行う。策定された計画を下に、特に大型のインフラ建設のための民間資金を呼び込むことも明記されている。また、水の有効活用の一環として、貯水システムの整備も必要であると国家開発計画で指摘されている。中小規模の案件の場合、地域の組織化された使用者を巻き込み、持続可能なインフラの建設を実現させる。

道路の復旧について、地方部を通る第三級道路⁸⁰の復旧に関する計画実施が挙げられる。特に「地域に焦点を置いた総合的な農村開発プログラム（PDRIET）」の対象となっている生産地における道路の整備を行い、その他生産活動において重要と考えられる道路を中心に復旧作業を進めることが具体的な政策である。この政策を実施するに当たり、農業開発省は運輸省と連携して取り組む。

農業融資制度の改革は具体的には融資する機関の近代化を指している。1990年に定められた現行の農業融資制度では農牧分野融資基金（FINAGRO）が金融機関向けに割引融資を行い、金融機関は同融資を中小企業向けの融資に充当しなければならないことになっている。また、消費者に直接融資を行う機関として農業銀行が存在し、その資金の多くは FINAGRO から受けることになっている。生産者が金融機関から融資を受ける際の保証機関の役割を担っているのは農牧保証基金（FAG）である。サントス政権 2 期目では、この制度をより農村の状況にあった形への変更を目指している。具体的には融資へのアクセスが困難な住民に対する融資の促進、また生産者の規模に関わらず長期貸し付けを行えるような制度変更が明記されている。FINAGRO が行う金融機関への融資条件を緩和し、出来るだけ多くの貸付金が生産者に行き渡るようにするとともに、NGO や協同組合への貸し付けも容易にするようになる。農業銀行についても商品や地域のニーズに合ったより多くのサービスの提供も行えるようにし、農業保険及び自然災害に関する保険に加入する生産者に対する農牧保証基金の保証条件の緩和も具体策の一つとして挙げられている。

また、農産品の効率的な流通を行うため、集荷所、物流拠点、漁船の近代化、冷凍施設の整備、トレーサビリティー技術の導入、分析機関などの建設への民間資金の注入を応援する融資優遇政策が挙げられる。また、生産者団体と半官半民企業である VECOL 社（畜産用ワクチンや殺虫剤などを製造）の連携を通じて肥料や殺虫剤などの中間財の直接輸入配布が可能となる。その他に付加価値製品を作るための洗浄、梱包、選別、加熱加工や冷蔵加工等の工程が行えるように地域ごとの連携体制を強化することが明記されている。

市場への確実なアクセスの実現について、国家開発計画では農業分野に対する投資意欲が減退しないためには農地の法的保障が重要であるとともに、公的な融資の促進も行われるべきであると指摘されている。また、動植物検疫国家システム（MSF システム）の強化が必要であり、海外市場で求められている基準及

⁸⁰ コロンビアでは 3 つの道路区分が存在し、主要な道路から順に第一級、第二級及び第三級となる。

び国内市場の安全を保障する基準の検疫措置が推進される。特に畜産分野のウシブルセラ症に対する管理及び撲滅戦略の策定が必要であると記され、食肉に関する検査システムの実施が謳われている。その他に鳥類がかかるニューカッスル病の清浄国を宣言するための分析及びリスク管理機能の強化が必要であり、その機能が全国に適用できるようにする。またチチュウカイミバエの監視、コントロール及び撲滅システムの強化も図られる。そのためには、組織の変更とともに第三機関への委託業務も検討される。

指標	2013 年ベース	2018 年目標
土地所有の問題を抱えない重要作物の栽培面積（ヘクタール）	2,347,915	3,347,915
飼育牛の増加（飼育牛/牧畜用ヘクタール）	0.6	1
ヒツジ、ヤギ及び豚の飼育頭数	6,300,000	6,930,000
鳥肉及び卵の生産量（トン）	1,943,165	2,376,142
水産及び養殖の生産量	134,272	155,658
総合技術支援を享受した農村生産者数	149,364	1,000,000
農業保険の適用ヘクタール数	68,491	150,000
農村及び僻地住民に対する FINAGRO 関連融資件数の増加率	18.5%	39.4%
地域・農産品に応じた技術科学イノベーションの生産モデル件数（創設・認証・実施）	17	26
良好な状態の農村道路（割合）	25%	40%
農牧用の水資源の有効活用（灌漑、排水及び洪水対策含む）の面積（ヘクタール）	86,450	160,000

出所) DNP

農村住民のニーズに沿い、農村間の福祉及び発展の機会の格差を是正するような総合的な組織変更

第五の目標である組織変更に関する具体的な政策として、国家開発計画は①「国家農地機構」の創設、②「農村開発基金」の創設、及び③農地と直接的に関わりまたは連携できるような現行制度の改革を挙げている。

「国家農地機構 (Autoridad Nacional de Tierras)」は農業地方開発省の傘下機関として、農地の正規化、農地の公平分配、先住民への土地の登録及び農地市場の監督の役割を担う。特に農地の正規化については第三者の所有権を侵害する可能性があることから、農業に関する法的問題への専門的な知識を有する機関の存在が必要であると国家開発計画で説明されている。

「農村開発基金(Fondo de Desarrollo Rural)」は県行政及び組織化された団体が自前の開発計画を実施するための基金としての役割を担う。そのためには、地方行政機関及び生産者団体の実施能力強化が必要である。また、融資の可否については各地方の認証機関が行うような制度を作り、地域のニーズに応えられるような融資制度を作る予定である。

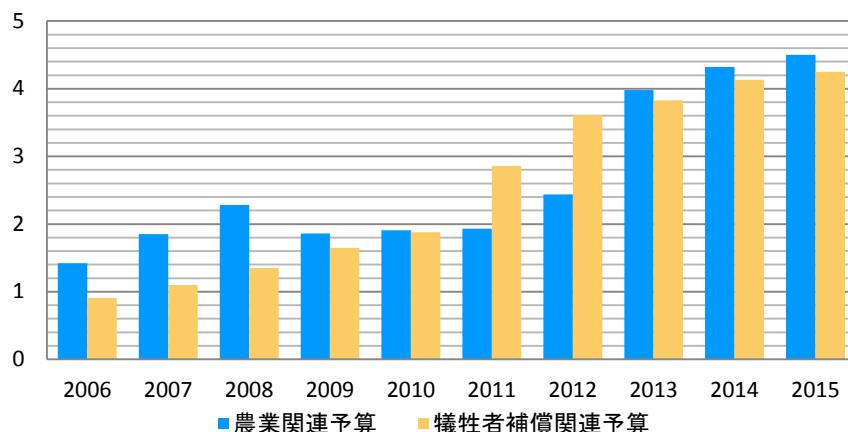
農業地方開発省が策定する政策は確実に農村部に届くための組織変更が必要であると国家開発計画で述べられている。具体的には農業分野における技術開発研究システムを農牧研究機構 (CORPOICA) に集中させ、予算の効果的な使用を促す。また、総合技術支援の提供を行うための組織変更も行われ、国家農牧院 (ICA) の役割強化も行われる。具体的には技術的な知識を有する人材の増員及び近代的なインフラの整備を目指す。

また農村に関する情報を一元化する目的で農業開発省内に情報プラットフォームを創設することが謳われている。

3.2.2 革命軍と農地問題

2014 年 6 月に再選を果たしたサントス大統領は 2010 年の 1 期目から農業分野に力を入れており、その予算額は年々増加している。特に農業の発展に大きな影響を与えているのは少数の大土地所有者（特に牧畜産業）と大多数の零細生産者の存在、そして 1990 年から増加した土地を奪われた農民の問題である。

図 20 農業および犠牲者補償関連の予算推移（兆コロンビア・ペソ）



出所) DNP

コロンビアでは 50 年以上に及ぶコロンビア革命軍（FARC）との内戦により、多くの農民が土地を放棄または強制的に収奪されると同時に、大土地所有者の農地拡大現象が起きた。コロンビアでは左派思想の FARC 軍及び国民解放軍（ELN）、それらに対抗するコロンビア自衛軍連合（AUC）、そして武装化した麻薬密輸集団等も現れ、コロンビア軍が同時に多くの前線に対して対応しなければならなかった。この内戦状況は同国の農村地を疲弊させ、農地を手放した国内移民を発生させた。

国連人道問題調整事務所（OCHA）のコロンビア事務所によれば、2000 年になってからコロンビア国内に累計で 518 万人の国内難民が発生し⁸¹、これは国民の約 11% に相当する規模である。国内紛争の被害はほぼ全土に及ぶが、その中でも人口が比較的少なく、またこれまで国家のプレゼンスがみられてこなかった地域に集中している。具体的にはアマゾン地域及びオリノキア地域のカケタ県、メタ県、ビチャダ県、ベネズエラ国境沿いのアラウカ県やノルテ・デ・サンタンデル県、太平洋沿岸地域のナリニョ県、カウカ及びバリエ・デル・カウカ県、そしてアンティオキア県北部のウラバ湾岸等が国内紛争の被害を大きく被っている地域である。土地を奪取され、または手放し国内難民となる農民は現在でも発生しており、2013 年には 22 万人が国内難民となった。なお、この数字は、国内紛争が最も激しかった 2002 年の 64 万人より少なく、減少傾向にある。

⁸¹ (OCHA 2014)

図 21 2013 年現在の紛争被害状況

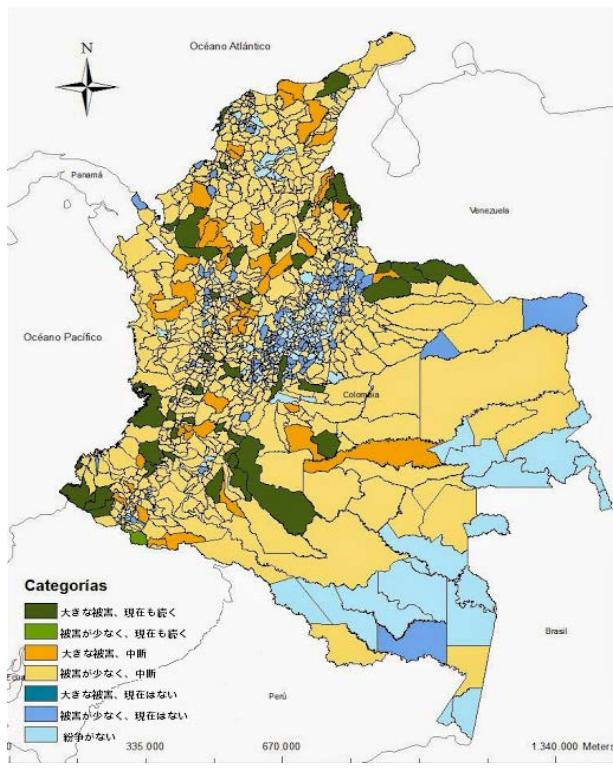
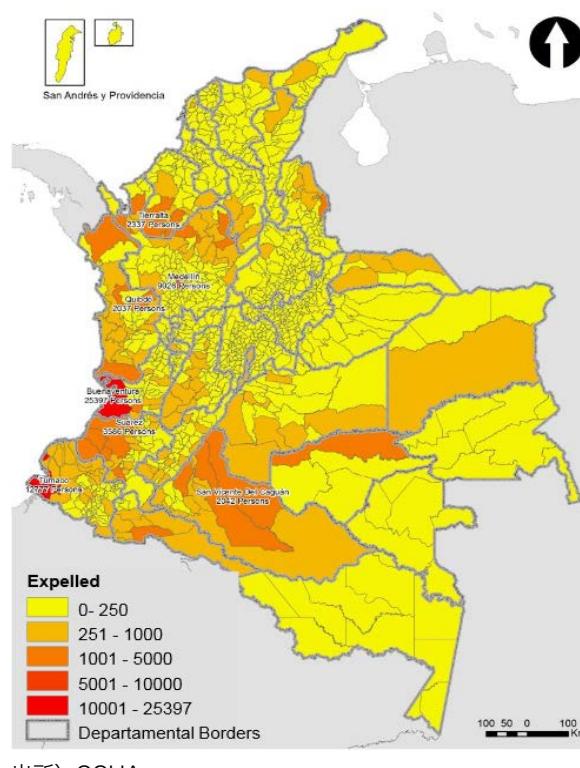


図 22 2013 年国内難民の分布状況（発生地）



また、コロンビアでは古くから土地の集中が進んでおり、過去に実施されている土地所有改革はこの課題を大きく変えるほどには至っていない。実質、2002 年時点では農地所有者の 0.4% に相当する大土地所有者（500 ヘクタール以上を所有）がコロンビアの農地可能総面積の 46.5% を所有している一方で、全土地所有者の 67.7% を占める零細土地所有者（5 ヘクタール未満）は農地可能総面積の 12.8% のみ所有している状況である⁸²。図 23 が示す通り、大規模生産者の所有面積が 2002 年時点の統計では、それ以前の統計に比べ大きく伸びていることがわかる。これは、前述の国内難民発生現象と関連しており、収奪または手放された農地の多くは、コロンビア自衛軍連合（AUC）に資金援助を行ったとされる大地主により吸収されたとの指摘がある。

2011 年現在農村地の 18% には正式な土地所有の登録が欠如しているとの報告がある。この割合は小規模であるほど高く（38.5%）、大規模の場合、所有の登録がなされていない土地は 11.4% である⁸³。自分の土地を公的に証明できる手段を有しない小規模農民は、強制的に土地を奪われても、それを法的な手段で取り返すことが難しく、また半ば強制的に土地を収奪された場合でも、それを立証することが困難な状況である。特に僻地では行政側のプレゼンスが少なく、農民に対する土地の収奪を阻止できることが難しかったとの指摘もある。

この数十年で拡大した農地面積は主に牧畜業に充てられている。また、農地の拡大傾向と並行して、天然資源の採掘分野には外資の導入もあり、近年大きく伸びている。

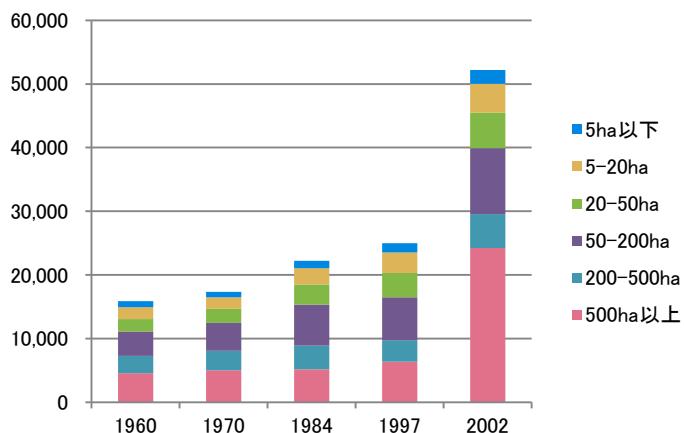
土地を収奪される方法は多岐にわたり、最も報告されている事例として、農民の土地が紛争地に位置している場合である。農地を訪れたゲリラ軍、自衛軍または国軍に対して農民が水等の物資を与えた場合、その行為自体が対抗集団から敵とみなされ、脅迫または強制的な立ち退き、場合によっては暴行や殺害に至るケースもある。また、付近の地主に雇われている自衛軍によって、強制的に農地を奪われた事例も報

⁸² (千代 2013)

⁸³ (Gáfaro, Ibáñez, and Zarruk 2012)

告されている。

図 23 生産者規模別の農地拡大推移（千ヘクタール）



出所) IGAC

FARC との和平交渉はサントス政権が初めてではない。過去にはパストラナ大統領（1998－2002 年）が FARC との和平交渉開始の条件として、イスの国土に匹敵する「非武装地帯」を設定し、軍を撤退させた。しかし、FARC との肝心な交渉が決裂し、国内難民がさら増えた。その後のウリベ大統領（2002－2010 年）はゲリラ軍対に対する対決姿勢を鮮明にし、紛争が激化し国内難民の数が飛躍的に伸びた。ウリベ大統領は FARC に対して多くの戦果を挙げ、FARC を劣勢にいたせることに成功したが、その当時の国防大臣は現サントス大統領であった。

2010 年に大統領に就任したサントス大統領は国内難民の問題に取り組むため、2011 年 11 月に法律第 1448 号「犠牲者補償・土地返還法」を発布した。

3.2.3 農地を奪われた農民への支援

政府の試算によれば、2014 年現在、土地を收奪された世帯数は 53.7 万世帯に上り、強制的に收奪された農地は 7,668,423 ヘクタールに及ぶ。これらの犠牲者に対する補償を規定する法律第 1448 号では、土地の返還が犠牲者に対する優先的な補償であると定められている。土地の返還は、1991 年にまで遡り犠牲者が元の土地に戻るかどうかにかかわらず行われることになる。土地の所有を証明する公的な書類が存在しない場合、政府はこれを発行し、農民の所有を保証することも定められている⁸⁴。

土地の返還を行うため、全国の 17 都市に「土地返還ユニット(Unidad de Restitución de Tierras)」が設置され、農民の証言を記録するとともに、それを裏付ける調査を行う。同ユニットは農業地方開発省の傘下機関となり、登記・登録監督機関（Superintendencia de Notariado y Registro）に対して農地の所有状況を照会する権限を有している。土地の返還が不可能な場合は、政府は「收奪された土地の特別管理ユニット基金(Fondo de la Unidad Administrativa Especial de Gestión de Tierras Despojadas)」が管轄している土地の中から、犠牲者の土地と同等の特徴を持つ土地を付与することになる。申請者の土地が第三者によって既に使用され、その第三者は土地の所有状況を証明できない場合は、政府が申請者と現行使用者の間の取り決めを命じることが出来る。同法ではさらに、返還の対象となる土地を強制的に接収し、これを土地返還ユニットが第三者を通じて使用し、その収益を犠牲者の補償に充てることも可能にしている。また、政府が所有している未墾地（baldíos）を土地返還に使用することも可能となっている。

政府は土地を奪われた農民が自由に相談できるように、土地返還ユニットを設立しており、またその申請を容易に行えるよう弁護士を雇う必要もないことを政府が保証している。また、報復に怯え、申請を躊躇する農民に対して政府は、実際に土地が返還された農民の証言を集めた広報ビデオを作成し、また返還手続きの経過と実績をホームページ等で公表している。

この「犠牲者補償・土地返還法」に対する批判の多くは、その実現性にある。法制度が強固でないコロ

⁸⁴ (Ministerio del Interior y de Justicia 2011)

ンビアでは、膨大な数の申請に対して対応できる能力が不足しているとの指摘がある一方で、これらの申請の多くには公的な裏づけがある訳ではなく、主に口頭証言によってなされ、限られた人員で第三者及び実地調査や測量等を通じて証言を確認しなければならないため、一つの申請を解決するために多大な時間とコストが必要となるとの指摘もある。国家企画庁（DNP）の統計によれば、2014年9月現在では67,726件の申請がなされており、それに対して裁判所は691件の事例を処理し、約3万ヘクタールが返還された。土地の返還プログラムは2021年を期限としているため、全ての申請を適切に処理することは時間的にも困難であるとの指摘がある。さらに、今でも紛争地帯に位置する農地の場合、その法的手続きや証言の立証作業は困難である。また、これらの地域で土地が返還されたとしても、自衛軍やゲリラ軍の活動している中で、同地に行くことを躊躇する農民が多く、これらの地域での申請件数自体も少なくなる。人権擁護NGOであるヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW）が行った調査によれば、2012年から2013年の間に土地の返還を申請した500人は脅迫を受けたと述べている。その他に、紛争地域だった農地では、地雷が敷設された場合もあり、その耕作を行うのは難しいとの指摘もある。

他方で、今次法令により土地の法的な所有関係が整理される半面、外資の導入により企業や大土地所有者の土地面積の拡大が進行すると危ぶむ声も聞かれ、僻地における国のプレゼンスが増大し土地の有効活用が図れる一方で、返還された土地を再度手放す小規模農民が発生すると懸念されている。

これらの懸念の声に対して、コロンビア政府は、和平交渉が進めば土地返還の申請の数が増えると見ており、法的手続きを迅速化を図るために専門の裁判官が用意されている点を挙げている。また、土地の返還は法的手続きを通して行われるため、その進捗度合は事例ごとに異なり、行政側の手を離れていると説明している。また、今次法令では、土地を返還された農民は2年間その土地を販売または譲渡をすることが禁止されており、外資及び大土地所有者の所有面積拡大に対する規制策となっている。

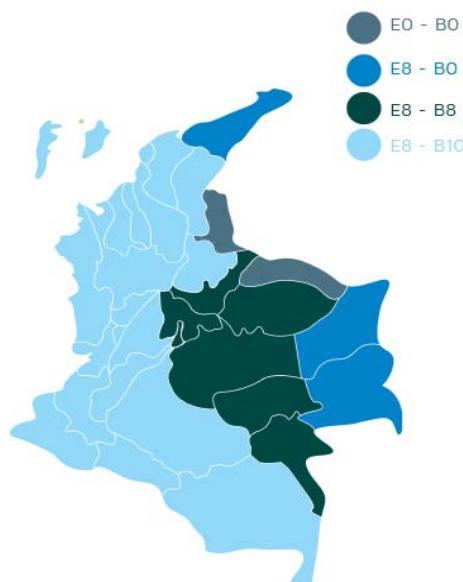
3.2.4 バイオ燃料政策

コロンビア政府は2005年に国内のバイオ燃料の使用促進に関する政策を策定した。この政策はコロンビア政府が掲げている「低炭素成長戦略」の一環であり、同政策を通じて、エネルギー源の多様化のみでなく、アブラヤシ及びサトウキビ生産に従事する雇用者の増加を図ることを目的としている。さらに、近年ではバイオ燃料の輸出促進にも取り組んでいる。

バイオ燃料の原料となるのは、エタノールではサトウキビ、バイオディーゼルではアブラヤシであり、両原料はコロンビア国内で貯われるものである。コロンビアバイオ燃料全国連盟（FedeBiocombustibles）によれば、現在コロンビア国内にはエタノール精製所は5か所、バイオディーゼル精製所は5か所あり、13の製糖工場と50以上のアブラヤシ精油工場がある。近年の両作物の生産量が増加しているため、バイオ燃料の生産量も増加する見込みである。しかし、供給量はまだ国内需要に追いついておらず、現在では地域により混合比率が異なる。

現在では全国では4つの混合比率が定められている：エタノール0%/バイオディーゼル0%（E0-B0）、エタノール8%/バイオディーゼル0%（E8-B0）、エタノール8%/バイオディーゼル8%（E8-B8）及び

図 24 地域別バイオ燃料混合比率



出所）ProColombia

エタノール 8%/バイオディーゼル 10% (E8-B10) である⁸⁵。上記混合率はバイオ燃料の供給量が増加すれば、今後引き上げられる予定である。

コロンビアバイオ燃料全国連盟 (FedeBiocombustibles) はコロンビア国内バイオ燃料の普及を行っている。同連盟は 2020 年までにコロンビア国内の混合比率を E20 (エタノール 20%) に引き上げるための調査プロジェクトを実施しており、政府及び産業関係者への働きかけを行っている。

コロンビア政府はバイオ燃料分野への投資誘致を行っており、国内需要を満たすための増産を促進している。さらに、国内需要が満たされれば、米国及び欧州へのバイオ燃料の輸出も長期的な目標として掲げている。

表 129 バイオ燃料の生産と消費の推移

エタノール (百万リットル)	2008	2009	2010	2011	2012	2013
生産量	255.8	327.7	291.3	337.4	369.7	387.9
消費量	247.1	338.4	292.1	351.1	368.4	393.8
バイオディーゼル (千トン)	2008	2009	2010	2011	2012	2013
生産量	-	169.4	337.7	443.0	490.0	503.3
消費量	-	169.1	337.7	-	488.2	505.7

出所) FedeBiocombustible

さらに、2014 年 5 月に政府が法律第 1715 号を通じて、代替可能エネルギーの電力網への統合を促す政策を打ち出している。政府は今後「非従来型エネルギー及びエネルギー効率化基金 (FENOGE)」を創設し、代替可能エネルギーの大型発電及び自家発電プロジェクトを資金援助する。また、国家電力網に供給される電力の買い取り制度や、税制優遇等が定められている。

3.2.5 生産者・業界団体の影響力

ウリベ政権 (2002–2010 年) の時代に各生産者・業界団体が政府と有していた関係はサントス政権になり変化している。ウリベ政権は「民主的治安」政策のもと、民主主義の強化とともにゲリラ軍に対する軍事攻撃を推し進めた。ゲリラ軍に対する勝利を重ねると、治安が回復したウリベ政権では外国投資が増え、国内の GDP もラテンアメリカの平均を上回る水準で成長した。しかし、ウリベ政権下でゲリラ軍を撲滅することは出来ず、農村部では特にそのプレゼンスは依然として残っていた。2010 年にサントス元国防大臣が大統領に就任すると、これまでの「民主的治安」に取って代わる「民主的繁栄」を標榜し、治安を維持しつつ貧困削減に焦点を当てる政策を打ち出した。その一環として、2011 年に「犠牲者補償・土地返還法」を発布し、2012 年にゲリラ軍との和平交渉を開始した。和平交渉は現在キューバのハバナで行われており、その主要なテーマの一つは農地改革である。農地の集中が顕著なコロンビアでは、内戦で土地を奪われた農民に対する土地の返還の他に、未墾地を貧農に分け与えることも一つの政策として挙がっている。

土地返還の課題とは別に、サントス政権は 2014–2018 年に三つの目標である「平和・平等・教育」の財源確保のため、税制改革を行った。2014 年 12 月に上下両院を通過した新しい税制改革法では、10 億ペソの純資産を有している個人に対して最大 1.15% の「富裕税」が新設され、さらに 3 年を期限としていた公平税 (CREE) は恒久化された⁸⁶。これらの税制改革にたいして業界団体は反対の姿勢を示している。また、政府の対外通商政策についても政府と業界団体の間でも立場が異なっている場合がある。サントス政

⁸⁵ (PROCOLOMBIA, n.d.)

⁸⁶ (Ministerio de Hacienda 2014)

権（特に 1 期目）は自由貿易協定の拡大を推進しているが、コロンビア産業連盟（ANDI）は国内の生産基盤の強化策が先決であるとの意見を述べている⁸⁷。他方で、コロンビア農業協会（SAC）やサトウキビ生産者協会（ASOCAÑA）、花卉輸出業者協会（ASOCOLFLORES）等は自由貿易協定によって輸出が増えることを期待し、賛成の立場を採っている。

コロンビアの業界団体は国のプレゼンスが少ないところでは、生産や土地所有の正規化を促し、政府とのパイプ役を果たしてきた。業界団体の活動はそのリーダーの特性や、経済規模、政府にとって戦略的な分野であるかどうかによって大きく異なる。多くの業界団体は中央政府に対して自身の主張を様々なチャネルを通じて届けているものの、政府から特別な優遇を受けている団体がある訳ではない。現在では 200 以上の団体が存在しているといわれており⁸⁸、それぞれの利益は混在しており、必ずしも統一された見解を持っているわけではない。その一例は SAC である。農業分野の多くの団体を束ねる SAC は 47 の組織・団体からなっているが、その中には大学や生産とは関係のない分野（倉庫業や流通業など）の企業も含まれており、必ずしも利害関係が一致しているわけではない。

また、同じ生産分野であっても生産者・業界団体が 2 つ以上ある場合もある。酪農の場合、牛乳生産組合連盟（FEDECOLECHE）、牛乳生産者全国協会（ANALAC）、牛乳加工業者協会（ASOLECHE）、コロンビア畜産連盟（FEDEGAN）が主要な団体であり、これらの団体を束ねているのは国家乳製品委員会（Consejo Nacional Lácteo）である。同委員会には上記 4 組織の他に ANDI 及び 3 省（農業地方開発省、商工観光省、厚生社会保障省）が参加し、政府に対するコロンビア酪農業の政策諮問機関となっている。

また、地域によって生産者団体が異なる場合もある。バナナ生産者の場合、ウラバ湾岸のコロンビアバナナ生産者協会（AUGURA）、マグダレナ県とグアヒラ県の「マグダレナ県及びラ・グアヒラ県バナナ生産者協会（ASBAMA）」及び内陸のコロンビアプランテン生産者連盟（FEDEPLACOL）等の組織が存在するが、その中では AUGURA には輸出用バナナの生産者と流通業者が加盟しており、2011 年に発足した国家バナナ委員会（Consejo Nacional de Banano）には AUGURA の他に流通業者や大学等が参加している。

農業分野の団体や協会が多数存在しているなか、政府に対してとりわけ影響力を有していると考えられるのは SAC、ASOCAÑA、FEDEPALMA、FEDEGAN、ASOCOLFLORES 及び FNC である。これらの団体の多くは政府が法律で規定している各品目の価格安定化基金を受託して運用しており、それぞれの分野では大きな影響力を有している。ASOCAÑA は特に影響力を増しており、同会長は現在では SAC 役員会の会長を兼務し、後述する全国団体委員会（CGN）や ANDI のメンバーでもあり、政府に対するアクセスチャネルを複数有している。

コロンビア農業協会（SAC）

SAC は 1871 年に創立されたコロンビアの各種農業生産協会や団体組織を束ねる協会である。現在では 31 の団体が加盟しており、コロンビア農業 GDP の 80% に相当する。団体以外に大学や倉庫業や流通業などの関連企業も加盟しており、総合的な農業分野に対する最も有力な団体である。設立の目的は業界間のノウハウや技術の共有、技術革新の促進及び政府に対する政策などの提案である。SAC は政府のこれまでの通商政策に対して多くの意見を発表しており、アジア諸国との交渉に関して農産品の輸出が増えることから後押しをしている一方で⁸⁹、米国、欧州、メルコスール及び太平洋同盟等の協定に対して慎重な立場を示している。特に太平洋同盟の交渉について、SAC は ASOCAÑA 等の団体とともに、油糧種子類、小麦、コメ、砂糖、豚及び鶏肉等のセンシティブ品目を協定の対象外とすることを強く主張した。

⁸⁷ 特に ANDI が関わっているコロンビア自動車委員会が韓国との自由貿易協定に対して危惧を示している。

⁸⁸ (Rettberg 2002)

⁸⁹ 「アジアは我が国の生産発展の、そして米国や欧州の補助された、歪んだ市場にさらされているコロンビア農牧分野のインパクトを和らげる唯一の可能性である」(SAC 2014)

政府の農業政策については多くの点で賛同するも、和平交渉を含む農地改革について SAC の会長は土地の分配政策についてコロンビアの中・大規模の企業や生産者をも考慮に入れるべきと主張し、「多数の零細所有は貧困を永続させ、格差を拡大させるものである。小規模生産者だけではなく、中規模及び大規模生産者も含まれるような国作り」が必要であると述べている⁹⁰。また、2013 年に発生した農民の大規模デモや道路の封鎖行為について SAC は政府寄りの立場を支持した。SAC は中・大規模の企業を束ねているため、大規模デモを行った小規模生産者とは異なる。

サトウキビ生産者協会 (ASOCAÑA)

1959 年に設立され、13 の製糖業者を束ねる。ASOCAÑA によれば、サトウキビの生産に従事する労働者は 18 万人であり、砂糖業界（パネラを除く）全体では 72 万の雇用を創出している。コロンビアの砂糖輸入は 15% の関税率がかかるが、メルコスール協定の下では輸出競争力の高いブラジルは優遇関税（同 13.2%）で輸入が可能となっており、その他にアンデス共同体の下ゼロ関税でボリビアからの輸入が増えている。こうした状況の中で、ASOCAÑA はメキシコ等の砂糖輸出国に対して砂糖の関税率撤廃の交渉に反対する半面、米国及び韓国との自由貿易協定の中で、関税率削減または輸入割当量の設定を主張している。

国内では ASOCAÑA は「砂糖価格安定化基金 (FEPA)」を運用している。同基金は 2000 年から開始され、国際価格が高騰する場合、同基金は基準価格との差額を製糖業者から徴収し、国際価格が下落した際に基準価格の差額を補てんする役割を担っている。同基金の運用は農業地方開発省からの委託を受け運用されている。

なお、コロンビアの砂糖業界は国内価格の操作を行っているとして、コカコーラやネスレ等の申請で商工監督庁 (SIC) が 2013 年に調査を開始している。これらの企業グループはまた、コロンビア国内に存在している砂糖価格安定化基金 (FEPA) の廃止を訴えていると ASOCAÑA が主張しており、対決姿勢を示している。

アブラヤシ生産者連盟 (FEDEPALMA)

アブラヤシ生産者連盟は 1962 年に設立された。コロンビアのアブラヤシの作付面積は世界で 5 位、生産量では 4 位であり、またバイオ燃料向けにも使用されていることから、その生産量が増加している。FEDEPALMA はこれらの生産者を束ねており、政府の委託を受け「アブラヤシ促進基金(Fondo de Fomento Palmero)」及び「パーム油、カーネル油及びその調製品の価格安定化基金 (Fondo de Estabilización de Precios para el Palmiste, Aceite de Palma y sus Fracciones)」を運用している。アブラヤシから生産される油の主な仕向先は国内（約 8 割）であるため、FEDEPALMA の主な政策は国内向けであるが、近年輸出も増えており、CGN のメンバーでもある同連盟は政府の政策に対して影響力を及ぼすチャネルを有していると言える。

畜産連盟 (FEDEGAN)

1963 年に設立された非営利団体である。傘下には各地の畜産団体があり、畜産業に関わる組織も加盟している。対象分野として、肉類のみならず乳製品を扱う企業も加盟している。加盟企業に対して中間財（ワクチン、飼料など）を供与し、流通業者等と共同で様々なサービスを行っている。

FEDEGAN はまた、政府の基金である「畜産国家基金 (Fondo Nacional del Ganado)」を農業地方開

⁹⁰ Semana 誌へのインタビュー（2013 年 6 月 22 日付）
<http://www.semana.com/nacion/articulo/en-campo-todos-caben/348452-3>

発省との契約に基づいて運用している。肉牛の屠畜及び牛乳の販売時に課される課金が同基金の財源となっており、その使途は主に衛生及び生産管理費用（ワクチン一括購入・配布などを含む）、技術指導、消費及び輸出促進事業（「牛肉、牛乳及びその調製品の輸出促進安定化基金（FEP）」の運用を含む）、生産地での社会事業等である。同基金は 1993 年に設立されて以降 FEDEGAN が運用している。FEDEGAN は国内の畜産業に関する農業地方開発省の指針に基づいて実施する機関との位置づけでもあるため、農業地方開発省との関係が深い。

また、ウリベ前大統領はアンティオキア県では大規模の牧畜場を所有している関係から FEDEGAN との緊密な関係があったと言われている。ウリベ前大統領は現政権の和平交渉に反対姿勢を示していることもあり、FEDEGAN もまた現政権との関係に一定の距離を保っている。特に土地返還法との関係で、FEDEGAN は返還される大部分の土地は牧畜に使用されている土地になることを危惧しているとの報道がなされている。さらに、2013 年に行われた行政監査の中で畜産基金の不正な資金使用が報告されたことを理由に、政府は現在 FEDEGAN の不正疑惑に対する精査を実施している最中であり、2014 年に期限を迎える運用契約の長期更新は行われていない⁹¹。

アンティオキア牛乳組合（COLANTA）

アンティオキア県の 65 の生産者が集まり 1964 年に発足した共同組合。生乳の集荷と販売から始まり、その後牛乳や粉乳、脱脂乳などを作り、チーズやバターなどの加工品も製造販売するまでに拡大した。1998 年からは食肉の加工と販売も行い、同年には粉乳、無糖練乳等の輸出を開始した。COLANTA は現在ではコロンビア最大の牛乳製造業者であり、同社製品は国内の最大のシェアを誇っている。協同組合としての性格を有する COLANTA は政府からも成功モデルとして評価されている。

コロンビアの対外通商政策について COLANTA は自社製品の輸出がさらに増えるといったメリットがある一方で、輸入製品の増加に対する危機感も有している。特に EU の FTA の場合、COLANTA は脱脂粉乳の関税率削減に対して反対の立場を主張し、政府は緩和策として 2010 年に EU からの協力金の一部を用いて乳製品分野の競争力強化のためのプロジェクトを発足させた。他方で、対米 FTA の場合、COLANTA の主力製品の一つであるチーズの輸出が増えており、恩恵を受けている状況である。

また、国内状況について COLANTA は現在の「牛肉、牛乳及びその調製品の輸出促進安定化基金（FEP）」の分割を主張しており、同基金を運用している FEDEGAN と対立している。FEDEGAN は牛肉を中心とする加盟企業が集まっている半面、COLANTA は国内最大の乳製品の協同組合であるため、牛乳及び乳製品の輸出と国内消費を促進する基金（「乳製品国家基金（Fondo Nacional Lácteo）」及び「牛乳促進基金（Fondo de Fomento de la Leche）」）の創設を主張している。これに対して FEDEGAN は反対しているものの、現政権は同構想に対して賛同しており、2014 年 4 月の COLANTA の年次総会に大統領として初めて出席したサントス大統領は同法案の作成を約束している⁹²。

花卉輸出業者協会（ASOCOLFLORES）

1976 年設立。生産される花卉類のほとんどは輸出に向けられるため、ASOCOLFLORES は政府の通商政策に積極的に関わっている。同協会にとっては新しい市場を開拓することで輸出が伸びることから、サントス政権の経済連携政策に賛同を示している。また、国際競争力強化のため、ASOCOLFLORES は農業地方開発省に働きかけ、品種改良消費拡大を行う「花卉栽培基金（Fondo de Floricultura）」の設立構想を提案している。同構想は 2013 年 12 月にコロンビアの下院審議を通過したものの、上下両院選挙が終了した 2014 年 8 月には再審議となり、法案には ASOCOLFLORES に加盟していない生産者が基金の対

⁹¹ (Ministerio de Agricultura y Desarrollo Rural, n.d.) 精査が終了するまで数ヶ月毎の短期契約更新を行っている。

⁹² (Presidencia de la República 2014)

象外となっていることが理由で、2014 年 12 月 2 月には廃案となった⁹³。

コーヒー生産者連合会（FNC）

FNC は 1927 年に設立された。コーヒーは 20 世紀の後半までコロンビアの主要な輸出品目であり、コーヒーの国内経済に与える影響が大きかったことから、FNC は国の政策（特に為替政策）に大きく関与した歴史を有している⁹⁴。そのため FNC と政府との関係は他の団体とは異なり、歴史的に緊密であると言われている。現政権についてみてみると、サントス大統領自身が 1972 年の大学卒業後 FNC に就職し、9 年間国際コーヒー機構（ICO）のコロンビア代表事務所に勤めた経験を有している。また、マウリシオ・カルデナス財務大臣は FNC の総裁を 30 年間務めたホルヘ・カルデナスの息子であり、FNC との関係が深い。その他に、コーヒーは古くからコロンビアの主要な輸出品目であったことから、FNC と通商観光省の関係が他の農業団体より深いといわれている。

FNC は設立当初から、コーヒー生産者からの出資金や輸出に対する課金により運営されているが、生産者支援のための様々なサービスは「コーヒー基金（Fondo Nacional de Café）」を通じて行われている。コーヒー基金はコロンビア農業地方開発省からの予算で賄われており、FNC は政府と 10 年契約を結び基金の運用業務を受託している。特に生産者の収入を保障する「コーヒー生産者収入保障プロジェクト（PIC）」では FNC は農業地方開発省の予算を使い、国内のコーヒー公定価格が一定価格を下回った場合（2014 年では 70 万ペソ/125kg）、その差額を保障している。

FNC はまた、生産されるコーヒーの品質鑑定を行い、輸出用に用いられる品質の規定を定めているだけでなく、FNC 自身が輸出、小売及びコーヒーショップ「Café Juan Valdés」のフランチャイズ事業も行っている。その他に、主要な輸出市場である米国、欧州、日本及び中国に事務所を構えている。輸出関係では、1933 年にコーヒー輸出業者協会（ASOEXPORT）が設立され、FNC から輸出許可を得ている 18 の輸出業者によって構成されている。

しかし、近年コロンビアでは石油などの天然資源がコーヒーにとって代わり主要な輸出品目となっており、同国の貿易や為替政策に対する FNC の影響力は相対的に低くなっているのが現状である。また、近年の病害虫の発生やドル安ペソ高の影響でコーヒー業界が低迷を続け、ASOEXPORT は FNC の政府予算の運用に関して批判を強めている。特に「コーヒー基金」及び「コーヒー生産者収入保障プログラム」に関して、生産者の福利厚生及び収入保障が主目的であり、コーヒー生産の競争力向上に対する政策が欠けていると ASOEXPORT は指摘している。また、FNC の流通・輸出業者としての役割の縮小を主張している。コーヒー基金委託の更新時期は 2016 年と予定されているため、サントス政権の今後の動きに注目が集まっている。

コロンビア産業連盟（ANDI）

1944 年にメデジンで設立された。コロンビア最大の業界団体である。構成企業は工業、金融、農業、食品、サービス等多業種にわたる。その他に 11 の業界団体も加盟している。同団体は企業の自由活動の保障を主張しており、政府に対する政策提言も行っており、直近では議会を通過した税制改革に対して批判をし、増税ではなく徴税能力の向上を行うべきである旨主張している。また、政府の経済連携協定促進政策に対しては、反対はしないものの、国内産業の育成と競争力向上の政策が先決であるとの立場を示している。その他に国内製造業の促進を目的に現在の商工観光省を組織変更し、工業省を設立するよう主張している。ANDI はコロンビアの自動車委員会にも関与していることから、団体内の利害が必ずしも農業分野にだけ焦点を当てているわけではないため、各国との連携協定の中では、農業団体とは異なった見解を

⁹³ (Gaceta del Congreso 2014)

⁹⁴ (Durán 2008)

示している場合がある。

全国団体委員会（CGN）

全国団体委員会（CGN）は 1991 年に設立された。コロンビア国内の主要団体を束ねる組織として誕生した。加盟団体は 21 あり、さまざまな分野にわたる。設立の目的は政府（または大統領）との交渉を容易に行うためである。2004 年に、米コロンビア FTA 交渉の際に産業界のスタンスを主張するために CGN は拡大団体委員会を創設した。2014 年に CGN はコロンビアの各業界の課題と解決策を提案する報告書を発表（「発展と福祉のための競争力強化 2014-2018 の産業アジェンダ」）、政府に対する政策提案を行っている。なお、CGN は現在では ANDI 及び SAC に比べ、政府に対する影響力は大きくない。

表 130 CGN の加盟団体

工業		サービス	
ACOLFA	自動車部品協会	ANDESCO	公共サービス・通信協会
ACOPI	中小零細企業協会	CAMACOL	建設委員会
ACOPLASTICOS	プラスチック工業協会	COTELCO	ホテル観光協会
ANALDEX	海外貿易協会	CCI	インフラ協会
ANDI	産業連盟	COLFECAR	陸運業者連盟
農牧業		CONFECAMARAS	商工会議所連合
SAC	農業協会	金融	
ASOCAÑA	サトウキビ生産者協会	ASOBANCARIA	金融機関協会
FEDEPALMA	アブラヤシ生産者連盟	ASOFONDOS	年金基金運用企業協会
FEDEGAN	畜産連盟	ASOFIDUCIARIAS	信託業者協会
ASOCOLFLORES	花卉輸出業者協会	FASECOLDA	保険業者連盟
商業		拡大メンバー	
FENALCO	商業者連盟	ANDIGRAF	コンテンツ通信協会

経済グループ

生産者団体とは別に、コロンビア経済界の中で特に大きな影響力を与えている組織としては「経済グループ(grupos económicos)」と呼ばれるグループがある。その代表的なものは下図の 4 グループである。

これらのグループの特徴としては、さまざまな分野にわたる企業から構成されている点である。また、ババリア・グループやアンティオキア・シンジケートのように、特定の地域との結びつきが強い経済グループでもある（前者はアトランティコ県、後者はアンティオキア県）。この 4 グループの上位 5 社の売上高を合計すると、コロンビアの GDP の 13% に相当する⁹⁵。生産者団体とは異なり、これらの経済グループは特定の分野に特化して政府に対する働きかけを行っているわけではなく、また傘下企業がそれぞれの業界団体に加盟しているため、統一した立場を探っているわけでもない。ただし、各傘下企業の経済規模が大きいため、政府及び業界団体はこれらの経済グループの動向を無視することは出来ない。

⁹⁵ (Rettberg 2002) 1998 年当時の数値である。

図 25 コロンビアの 4 大経済グループ

ババリア・グループ (Grupo Bavaria, GEB) または サント・ドミンゴ・グループ (Grupo Santo Domingo)	アンティオキア・シンジケート (Sindicato Antioqueño, SA)
<p>主要人物： Alejandro Santo Domingo Davila (2014 年フォーブス世界長者番付 82 位)</p> <p>主な企業： ババリア・ビール（コロンビア最大のビール会社）、 REFOCOSTA（林業）、カラコル・テレビ局、El Espectador（新聞紙）等</p>	<p>主要人物： Jaime Gilinski Bacal (2014 年フォーブス世界長者番付 547 位)</p> <p>主な企業： Bancolombia(コロンビア最大の銀行)、アルゴス・グループ（セメント会社）、Nutresa（コロンビア最大の食品会社）、等</p>
アルディリヤ・ルレ団体 (Organización Ardila Lulle, OAL)	サルミエント・アングロ団体 (Organización Sarmiento Angulo, OSA)
<p>主要人物： Carlos Ardila Lulle (2014 年フォーブス世界長者番付 739 位)</p> <p>主な企業： Postobon(コロンビア最大の飲料会社)、製糖企業 4 社、Cipreses Colombia（林業）、等</p>	<p>主要人物： Luis Carlos Sarmiento (2014 年フォーブス世界長者番付 57 位)</p> <p>主な企業： ボゴタ銀行など 4 行、El Tiempo（コロンビア最大の新聞紙）、RCN テレビ局、年金運用会社等</p>

3.3 貿易政策

コロンビアは近年著しい経済成長を遂げている。他国との二国間自由貿易協定の締結は 90 年代から始められ、メキシコは最初の相手国となった。以後、カリブ共同体、メルコスール、アンデス共同体及びチリ等中南米諸国との貿易協定が優先的に締結され、2000 年代後半からは積極的に、欧米各国と経済連携協定の推進に取り組んでいる。特に 2012 年 5 月に発効した米国との FTA は当国で大きな議論を呼んだ（3.3.1 を参照）。コロンビアの産業構造が複雑で、製造業及び農産品にもセンシティブ品目が多いため、特に EU、米国、カナダ、EFTA 等の先進諸国との協定が発効するまで多くの時間が要された。

サンタス政権の下ではパナマ及びコスタリカとの交渉が進められ、アジア諸国への接近が図られてきた。具体的にはイスラエル、韓国、トルコ及び日本との FTA 締結に向けた交渉が開始され、最初の二ヵ国との FTA が締結された。しかし、FTA の結果輸入が増えている半面、コロンビアからの輸出が期待されていたほど増えていないとの批判がある。一つの原因としては、相手国の衛生及び品質条件をコロンビア産の商品が満たしていない点にある。特に農産品については、動植物検疫が理由で FTA 交渉で得られた関税割当を活用できていない場合が多い。一例として、コロンビア産牛肉は衛生条件が理由で、輸出がベネズエラ以外ほとんど行われていない。牛肉団体である畜産連盟（FEDEGAN）は新しい FTA を締結する前に、既決 FTA 相手国に確実に輸出ができるための条件を整備することが先決であると主張している。

そのため、第 2 期サンタス政権では交渉中の FTA を締結し、既結されている FTA の有効活用に専念することが貿易政策の柱となっている。

表 131 コロンビアの経済協定一覧（2014 年 8 月現在）

経済連携協定/自由貿易協定	調印済み協定	部分的到達協定	
発効年月	国	発効年月	国
1995 年 1 月	メキシコ	2013 年 2 月	韓国
1999 年 1 月	カリブ共同体	2013 年 5 月	コスタリカ
2006 年 1 月	アンデス共同体	2013 年 9 月	イスラエル
2009 年 5 月	チリ	2013 年 9 月	パナマ
2009 年 11 月	EFTA		
2010 年 3 月	中米 3 国		
2011 年 8 月	カナダ		
2012 年 5 月	米国		
2013 年 8 月	EU		
経済補完協定(ACE)			
発効年月	国	発効年月	国
2001 年 7 月	キューバ	2005 年 4 月	メルコスール
交渉中			
日本			
トルコ			
太平洋同盟			

出所) 商工観光省

コロンビアは伝統的に石油、石炭及び金を主に輸出していたが、農林水産品ではコーヒーや花卉を中心であった。コロンビア政府によれば、現在同国的主要な輸出農林水産品目として上記 2 品目以外には果物、牛肉、砂糖、加工食品及び油糧種子類等がある。

前述のとおり、コロンビアの産業構造が複雑であり、且つ広範囲にわたる産業が存在しているため、貿易相手国によっては輸出競争力で劣ることがある、具体的には、製造業は対中南米諸国（特にベネズエラ、中米及びカリブ諸国）に対して輸出競争力がある半面、対アジア及び先進諸国に対してはセンシティブ品目としてコロンビア政府が扱われている。農産品では対アジア諸国では競争力のある品目が多い一方で、

豚肉は対カナダ、乳製品は対 EU、トウモロコシは対米国ではセンシティブ品目となる。他方で、コーヒー、花卉及び靴等の革製品は世界的に輸出競争力のある品目とコロンビア政府はみている。

WTO の報告書によれば、コロンビアは農産品の輸入に関して、他の工業品に比べ総じて高い関税率を設けている⁹⁶。2011 年 8 月時点で、農産品の実行最恵国税率（MFN 税率）は 14.5% であった一方、非農産品は 4.9% であり、特に畜産品及び乳製品は高く（それぞれ 25.2% 及び 55.5%）、その中で MFN 税率が最も高かった品目は「ミルク及びクリーム（HS コード 0402）」の 98% であった。

また、コロンビアはアンデス共同体(CAN)下の「アンデス農産品プライスバンド制度（SAFP）」を適用しており、CAN 域内の関税を撤廃している⁹⁷。同制度は 1994 年に定められ、特に国際価格の変動幅が大きいとされる農産品に、輸入価格の下限と上限を設け、輸入価格の安定化を目的としている。2014 年 1 月現在、13 のプライスバンドが適用されており、右は合計で 161 品目が対象となっている。

表 132 SAFP 対象品目

農産品	対象品目数	農産品	対象品目数
豚肉	11	白米	4
鶏肉及びくず肉	12	大豆	17
牛乳	27	大豆油	19
小麦	7	バーム油	23
大麦	3	粗糖	2
黄トウモロコシ	24	精製糖	10
白トウモロコシ	2		

出所) CAN

太平洋同盟においてコロンビアは 97% の品目の関税の即時撤廃を約束している。残り 2.75% (223 品目) は同国が特にメキシコとの貿易において、両国の輸出競争力に鑑みてセンシティブ品目として指定している。その代表的な品目は豚肉、乳製品、砂糖及びその調製品などである。また、チリに対してもコロンビアは二国間の自由貿易協定の中で乳製品の輸入割当量が設けられ、チリからの輸入が増えている一方で、コロンビアからの輸出がほとんどない状況である。

コロンビアはこれまで APEC への加盟に向けて積極的な外交活動を行っていたが、現在では OECD への加盟に方針を変え、OECD とは加盟に向けた話し合いを始めている。

3.3.1 米コロンビア FTA の影響

米国はコロンビアにとって最大の貿易相手国であり、農産品分野では同国はコロンビア産輸出額の 37% を占めている。コロンビアはこれまでペルー、エクアドル及びボリビアとともに「アンデス地域貿易促進・麻薬撲滅法（ATPDEA）」に基づき特定の品目の関税優遇措置を受けていた。米国政府が取り組んでいた麻薬撲滅政策の一環として、コカインの生産国でコカインの原料であるコカ栽培の代替作物への転換を促すものであり、対象国が具体的な政策に取り組む代わりに関税措置が優遇されていた。ATPDEA は当初 2006 年までの時限付き措置であったが、それ以降は半年又は 1 年ごとの更新が行われ、米下院の承認が必要であった。これに先立ち米国側はアンデス共同体との FTA を打診したが、最終的には各国ごとの FTA

⁹⁶ (WTO, Trade Policy Review Body 2012)

⁹⁷ 現在の加盟国はボリビア、コロンビア、エクアドル及びペルーである。

交渉となった。

コロンビアが米国との FTA 交渉に取り組んだ背景はこの ATPDEA の期限が一つの原因であり、同枠組みの下で得ていた関税優遇措置を保障することが重要であった。またチリ、メキシコ及び中米諸国が既に米国と FTA を結んでいたことから、貿易上で不利にならないためにも FTA を締結させる必要性があった⁹⁸。

交渉は 2004 年 5 月に始められ、15 回の会合を経て 2006 年 11 月に署名された。コロンビアでは 2007 年 7 月に法律第 1143 号として議会の批准を得た後、2008 年 7 月に判決第 C-750/08 として憲法裁判所の判決を得た。しかし、議会の批准を得る 1 か月前の 2007 年 6 月に、米国側からの要請で「修正プロトコル」が両国政府の間で取り交わされた。修正プロトコルは投資家保護、医薬品、労働者の権利及び環境保護等に関する規定が付け加えられた。同プロトコルは 2007 年 11 月に議会で批准され、2008 年 7 月に C751/08 を通じて憲法裁判所で合憲性が確認された。

しかし、コロンビア国内の労働組合及び人権団体は労働者（特に労組組合員）及び先住民に対する殺害または脅迫等の人権侵害に対する政府の対応が不十分とし、FTA の発効により大型プロジェクト開発による土地の収奪及びさらなる人権侵害が生じかねないと主張した。米国側の労働組合（AFL-CIO）はコロンビア労働者の劣悪な労働条件は低い労働コストを作り出しているため米国より優位にあり、このことが米国の競争力を阻害しているとした。労働組合を支持基盤の一つとする民主党のオバマ政権が誕生した際もコロンビアとの FTA の批准手続きが遅れたが、米国内の産業界及びサントス大統領の働き掛けが奏功し、2011 年 4 月に「労働者権利に関する行動計画」をコロンビア政府と取り交わし、同年 10 月に米議会で FTA が批准された。2012 年 5 月 15 日に同 FTA が発効した。

過去 10 年の両国の貿易推移を見てみると、貿易総額は 3 倍以上に増えているが、FTA 発効後は 350 億ドルの水準にとどまっている。農産品分野についてみてみると、コロンビアは輸出超過にあるが、米国からの輸入が増加しており、その差が縮まっている。特に FTA が発効して以降は米国からの小麦、大豆油、コメ及び食肉の輸入増加が際立つ。他方のコロンビアからの輸出は花卉類、コーヒー及びバナナの輸出が増えている。

⁹⁸ (Ministerio de Comercio, Industria y Turismo 2006)

表 133 コロンビアの主な対米農林水產品輸出品目（百万米ドル）

HS		2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
総輸出額		7,042	8,852	9,948	10,609	14,289	13,123	17,143	21,949	22,216	18,693
農林水產品の輸出額		1,328	1,718	1,767	1,904	2,004	2,068	2,320	2,658	2,416	2,432
0603	切花及び花芽(生鮮、乾燥、染色、漂白、又はその他加工をし、装飾用に適するもの)	581	741	788	915	855	839	949	964	967	1,015
0901	コーヒー、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有する代用物	346	536	533	614	717	677	761	1,117	819	843
0803	バナナ(プランテンを含む、生鮮及び乾燥)	149	187	182	151	178	262	233	199	236	204
2101	コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品	22	37	36	32	49	74	99	120	92	95
0304	魚のフィレその他の魚肉(生鮮、冷蔵又は冷凍)	1	2	3	6	12	15	22	23	24	33
1704	砂糖菓子(ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないもの)	28	23	25	26	24	30	31	27	34	31
2008	果実、ナットその他植物の食用の部分(その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るもの)	5	5	7	10	13	11	12	17	18	22
1701	甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしよ糖(固体)	17	27	47	6	14	27	56	38	55	22
1905	パン、ベーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品	10	13	17	18	20	22	20	17	18	18
1604	魚(調製又は保存に適する処理をしたもの)、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物	0	0	0	0	0	5	15	16	26	16

出所) ITC

表 134 コロンビアの主な対米農林水產品輸入品目（百万米ドル）

HS		2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
総輸入額		4,807	6,033	6,961	8,631	11,583	9,506	10,532	13,663	14,140	16,428
農林水產品の輸入額		634	690	852	1,309	1,802	849	713	1,024	1,022	1,459
1001	小麦及びメスリン	138	155	102	226	383	158	161	246	141	228
2304	大豆油かす	38	58	89	96	146	42	19	69	92	182
1005	とうもろこし	290	277	408	639	746	250	147	184	70	180
2303	でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ピートパルプ、バガス等	2	3	2	5	11	41	57	63	94	97
2106	調製食料品(他の項に該当するものを除く)	15	18	27	34	38	44	44	65	94	84
0203	豚の肉(生鮮、冷蔵し又は冷凍)	1	2	1	3	9	5	7	24	39	75
1006	米	2	1	1	0	0	22	4	2	65	69
1201	大豆	42	48	72	99	108	93	67	50	93	64
1507	大豆油及びその分別物(化学的な変性加工をしてないものに限る)	0	2	2	5	77	3	14	90	21	38
0207	肉及び食用のくず肉で、第 01.05 項の家きんのもの(生鮮、冷蔵又は冷凍)	0	0	0	0	0	0	0	1	9	37

出所) ITC

米国との FTA の中でコロンビアは ATPDEA で受けている関税優遇措置の確保を第一の優先事項とし、さらにコロンビアが輸出拡大の可能性がある関心品目の優遇拡大にも期待していた。農産品分野では食肉、乳製品、花卉類、果実及び野菜、マーガリン及びその他油糧種子類調製品、砂糖及びその調製品（ガム、コンフィ、チョコレート等）、たばこ及び綿がコロンビアの主要な関心品目であった。他方、米国側は対コロンビア貿易で輸出競争力の高い大麦、トウモロコシ、小麦、大豆及びその調製品、鶏肉及び豚肉が関心品目であった。交渉の末、コロンビア側は砂糖及びその調製品の関税割当を ATPDEA の 2 倍の 5 万トンを受け、WTO の下の割当量の 25,000 トンを含めれば、同品目の関税割当は 7.5 万トンに定められた。たばこについては 4,000 トンの関税割り当てを得ることが出来た。その一方で、米国に対しては大麦に即時撤廃、トウモロコシには 12 年間の段階的引き下げ等の関税優遇を与えるとともに、コロンビアが定めている「アンデス農産品プライスバンド制度（SAFP）」の対米撤廃を決めた。

同 FTA の中ではさらに、コロンビア産農畜産品が確実に輸出が可能になるための衛生検疫条件に関する取り決めも行われ、衛生条件に関する常設委員会が設けられた他、かかる分野での技術協力も FTA の中に盛り込まれた。

米国との貿易では、FTA 発効から 2 年を経た今ではコロンビアは依然輸出超過を記録しているものの、前述のとおり米国からの穀物を中心とする輸入が急増しており、コロンビア政府は近い将来輸出超過額がさらに減少すると見込んでいる。この傾向に対応するため、政府は生産者の競争力及び輸出能力強化、さらにコロンビアが関税優遇措置を得ている FTA 既結国への輸出促進が必要であるとしている⁹⁹。

他方で、SAC は米国との FTA について賛成の立場を採っているが、衛生条件に係る合意内容について懸念を示している。関税割当が設定されても衛生検疫条件に関する障壁が取り除かれない限り、コロンビア農畜産品の実質的な輸出が不可能であり、衛生検疫に関する委員会の設定を歓迎しつつも SAC は具体的な計画は同 FTA に明記されていない旨指摘している。さらに、トウモロコシに関するコロンビア側の譲歩は他国（ペルー等）が米国に与えたものより大きく、国内生産者に打撃を与えかねないとしている。コメ生産者、乳製品製造業者及び綿栽農家もまた、米国の FTA に反対の姿勢を示している。

輸入増加による農業生産者への悪影響に対応するため、コロンビア政府は「農業収入保障（AIS）」制度を設け、生産量に応じて直接的な資金供与の他に、衛生要件強化のための支援、栽培作物の転換のための融資制度を用意している。AIS の予算は年 5,000 億ペソであるが、2014 年に起きたコーヒーの国際価格下落に対応するため、政府は AIS を通じて約 1 兆ペソをコーヒー生産者に直接支給した経緯がある。

衛生検疫について政府は FTA 内の委員会を通じて、現在アボカド、パプリカ、スイカ、メロン及びマンゴーに関する衛生許可を米国と交渉中である。

⁹⁹ (Ministerio de Agricultura y Desarrollo Rural 2014)

表 135 米コロンビア FTA の主な概要（農産品分野）

米国側（対コロンビア輸入）		コロンビア側（対米輸入）	
牛肉	カット肉 即時撤廃 業務用 10 年で段階的撤廃	牛肉	枝肉及びカット肉 即時撤廃 業務用 6,400 トンの関税割当 以後年 5%増加
乳製品	牛乳（液体）100 トンの関税割当 11 年で段階的撤廃 バター 2,000 トンの関税割当 11 年で段階的撤廃 アイスクリーム 300 トンの関税割当 11 年で段階的撤廃 チーズ 4,600 トンの関税割当 15 年で段階的撤廃 ヨーグルト 即時撤廃 その他乳 2,000 トンの関税割当 15 年で段階的撤廃	乳製品	牛乳（液体）、乳清及び乳飲料 即時撤廃 バター 550 トンの関税割当 11 年で段階的撤廃 アイスクリーム 330 トンの関税割当 11 年で段階的撤廃 チーズ 2,310 トンの関税割当 15 年で段階的撤廃 ヨーグルト 110 トンの関税割当 15 年で段階的撤廃 粉乳 5,500 トンの関税割当 15 年で段階的撤廃
花卉	即時撤廃	豚肉	品目により 5、10 年で段階的撤廃
果実	即時撤廃	果実	即時撤廃
野菜	即時撤廃	小麦、大麦	即時撤廃
綿	即時撤廃	綿	即時撤廃
砂糖及び調製品	50,000 トンの関税割当 以後 1.5%増加	大豆	即時撤廃
たばこ	4,000 トンの関税割当 15 年で段階的撤廃	たばこ及び調製品	即時撤廃
シガリロ	即時撤廃	コメ	79,000 トンの関税割当 6 年間の据え置き期間の後、19 年で段階的撤廃
エタノール	即時撤廃	鶏肉	分割した鶏肉 5 年間の据え置き期間の後、18 年で段階的撤廃
植物油及びマーガリン	即時撤廃		分割し調理された鶏肉 10 年の据え置き期間の後、18 年の段階的撤廃
コーヒー	即時撤廃	トウモロコシ	黄トウモロコシ 200 万トンの関税割当、以後年 5%増加 12 年で段階的撤廃
香草	即時撤廃		白トウモロコシ 13 万トンの関税割当、以後 5%増加 12 年で段階的撤廃

出所) 商工観光省

3.3.2 韓コロンビア FTA の動向

韓国はコロンビアにとって最初のアジアとの FTA 締結国である。交渉は 2009 年 12 月に始められ、7 回の会合及び 5 回の小会合を経て、交渉開始から 2 年半後の 2012 年 6 月合意に至り、2013 年 2 月に署名された。しかし、コロンビア国内の電気製品及び自動車製造業を中心とする工業界からの抵抗があり、議会での審議が伸びた。2014 年 12 月に商工観光大臣が早急審議案として韓国との FTA の批准を議会に再提出し、サントス大統領からの後押しもあり、2014 年 12 月 26 日法律第 1747 号として、議会で批准された。

コロンビアの法律では議会の批准が行われた後、可決された法律の合憲性を判断するため憲法裁判所の審議が必要となる。韓国との FTA は 2015 年 1 月 19 日に憲法裁判所の審議が開始された。憲法裁判所の審議が終了すれば大統領令で正式な公文書の交換が行われ発効となる。そのため、発効までは後数カ月が必要であると考えられる。

韓コロンビア FTA では 7 つの委員会の設置が決められている。それらは、物品貿易、税関手続き、衛生植物検疫措置、技術的貿易障壁、通信分野協力、政府調達及び工業分野協力である。または一方の申し出により農產品物品貿易に関する作業部会を設置することも決められた。

コロンビアにとって韓国との経済連携協定締結は日本及び中国との将来的な FTA 交渉開始のための第一歩として考えられ、特に韓国からの投資促進及びコロンビア産農產品の輸出拡大に対する期待が大きかった。さらに、南米で FTA 政策に積極的なチリは 2003 年及びペルーは 2011 年に既に韓国と FTA を締結させていたことから、コロンビア政府は対韓貿易で不利にならないためにも FTA の交渉に積極的に取り組んだ。

過去 10 年の両国の貿易推移を見てみると、貿易総額は増加傾向にあり、コロンビアは輸入超過である。農產品分野ではコロンビア産のコーヒー、砂糖調製品及び花卉類が主要な輸出品目であるものの、輸出額は 2013 年には 6,100 万ドルと小規模にとどまっている。他方で、韓国からの農產品の輸入は食料品及び水であり、輸入額は 400 万ドル程度である。

表 136 コロンビアの主な対韓農林水產品輸出品目（百万米ドル）

HS		2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
	総輸出額	93	136	201	111	113	107	373	276	336	230
	農林水產品の輸出額	15	32	31	32	43	53	72	107	67	61
0901	コーヒー、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有する代用物	14	26	24	30	39	49	66	97	56	48
2101	コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物(いつたもの)並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物	0	0	0	2	2	2	3	5	5	6
1701	甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粹なしよ糖(固体のものに限る)	0	5	6	0	0	1	1	1	2	4
0603	切花及び花芽(生鮮、乾燥、染色、漂白又はその他の加工をし、装飾用に適するもの)	0	0	0	0	0	0	1	1	2	2
1806	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
出所)	ITC										

表 137 コロンビアの主な対韓農林水產品輸入品目（百万米ドル）

HS		2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
	総輸入額	507	594	761	897	920	680	941	1,234	1,288	1,296
	農林水產品の輸入額	1.2	0.9	0.5	0.3	0.1	0.1	0.2	0.8	2.9	3.9
2106	調製食料品(他の項に該当するものを除く。)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.8	2.1
2202	水(鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたもの)その他のアルコールを含有しない飲料(果実又は野菜のジュースを除く)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.7	0.9	1.3
0511	動物性生産品(他の項に該当するものを除く)及び第 1 類又は第 3 類の動物で生きていらないもののうち食用に適しないもの	1.1	0.8	0.4	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2
4421	その他の木製品	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
出所)	ITC										

韓国との FTA の中でコロンビアは食肉（牛、豚、鶏）、乳製品、花卉類、青果物、コーヒー、加工食品及びジュースの輸出拡大に期待をしていた。交渉の末、コロンビア側はコーヒー豆に対する関税の即時撤廃及びコーヒー調製品の 3 年の段階的撤廃、花卉類ではカーネーション、バラ及び菊では 3 から 5 年の段階的撤廃を得ることが出来た。

表 138 韓コロンビア FTA の主な概要（農産品分野）

概要	
協定の対象となっている 1,579 品目の内、89.1%（1,407 品目）が農産品であり、その内の 154 品目は即時撤廃。539 品目は 5-7 年間、580 品目は 10-19 年間で関税が段階的に引き下げられる。134 品目は除外された	
主要品目別	
牛肉及びそのくず肉	初年に 9,000 トンの割当量設定、以後年 2% の割当量の増加。また関税は 19 年の段階的撤廃
豚肉	10-16 年の段階的撤廃
鶏肉	品目により 10, 12 及び 16 年の段階的撤廃
乳製品	ホエイ、チーズ及び脱脂乳は 10 及び 16 年の段階的撤廃 乳飲料は即時撤廃 粉乳は 100 トンの輸入割当を設定
花卉類	カーネーション、バラ及び菊は 3-5 年の段階的撤廃
バナナ	5 年の段階的撤廃
果実	品目により 5, 7 及び 10 年の段階的撤廃
コーヒー	コーヒー豆は即時撤廃 コーヒー調製品は 0-3 年の段階的撤廃
野菜	品目により 5, 7 及び 10 年の段階的撤廃
たばこ及びシガリロ	たばこは 10 年の段階的撤廃、シガリロは 10-15 年の段階的撤廃
砂糖	16 年の段階的撤廃
エタノール	5 年の段階的撤廃
コメ及びその調製品	対象外となった

出所) 農業地方開発省及び商工観光省

3.3.3 中国との貿易動向

農林水産・食品の对中国輸出額は 2013 年で 1,800 万ドルと少ない一方で、輸入額は 1.7 億ドルで 10 年前の 10 倍に増えている。中国はコロンビアにとって第 9 位の輸入相手国であるが、輸出先市場としての重要性は高くなかった。往復貿易の内、農林水産分野は 1.2% のみであり、コロンビアの主な輸出品目はグリセリン、コーヒー関連製品及び木材製品と少ない。他方、中国からはタマネギ、飼料調製品及び合板などが主に輸入されている。

表 139 コロンビアの主な対中農林水産品主要輸出品目（百万米ドル）

HS		2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
	総輸出額	138	237	452	785	443	950	1,967	1,989	3,343	5,102
	農林水産品の輸出額	2.6	2.9	3.7	5.7	7.6	10.0	16.2	16.9	15.0	18.0
1520	グリセリン、グリセリン水及びグリセリン廃液	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	3.4	6.0	4.0	6.4
0901	コーヒー、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有する代用物	0.3	1.1	1.5	1.3	2.1	0.5	0.7	2.2	4.6	4.0
4403	木材(粗のものに限る)	0.0	0.0	0.1	0.8	2.4	6.9	8.3	3.0	2.5	2.8
4407	木材(縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが 6mm を超えるもの)	0.0	0.0	0.0	0.8	0.5	0.5	0.6	0.0	0.4	1.7
2101	コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物(いつたものに限る。)並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.3	1.4	1.3	1.2

出所) ITC 百万ドル以上の品目のみ記載

表 140 コロンビアの主な対中農林水産品主要輸入品目（百万米ドル）

HS		2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
	総輸入額	1,245	1,617	2,219	3,327	4,549	3,715	5,477	8,176	9,565	10,363
	農林水産品の輸入額	15.6	22.9	49.1	58.2	69.9	66.1	116.7	143.7	172.2	167.7
0703	たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜(生鮮のもの及び冷蔵)	5.7	6.6	10.4	11.4	8.7	12.4	28.8	22.3	23.1	23.9
2309	飼料用に供する種類の調製品	1.0	1.9	4.8	6.9	7.1	7.2	13.7	15.5	24.3	19.2
4412	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材	0.1	0.3	0.9	2.5	4.3	4.2	11.4	13.7	14.6	17.2
4411	繊維板(木材その他の木質の材料のものに限る)	0.0	0.3	1.0	4.8	4.6	4.8	8.1	8.9	14.4	15.3
2402	葉巻たばこ、シェルート、シガリロ及び紙巻たばこ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.6	9.0
0304	魚のフィレその他の魚肉(生鮮、冷蔵又は冷凍)	0.0	0.0	0.8	2.1	2.3	1.3	2.9	4.1	6.3	7.1
1702	その他の糖類(化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むもの、固体のものに限る)	0.5	1.0	1.3	2.5	2.9	1.8	3.7	5.3	5.6	5.9
4418	木製建具及び建築用木工品(セルラーウッドパネル、組み合わせた寄せ木パネル及びこけら板を含む)	0.0	0.3	0.9	2.1	3.7	4.0	5.2	6.2	5.0	4.9
4421	その他の木製品	2.0	2.0	3.1	3.5	4.3	3.2	4.8	4.2	7.6	4.7
0306	甲殻類(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る)、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するもの)	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.1	0.4	1.1	1.4	4.5

出所) ITC

中国政府は近年中南米との関係強化に取り組んでおり、2014年7月に今後5年間（2015-2019年）の中国・中南米関係に関する5項目を発表している（詳述は2.3.2を参照）。中国は農業及びインフラ分野を重要な分野とみており、コロンビアとの関係でも港湾整備及び農地開発に関する協力関係が進むとみられる。

貿易関係においても、2012年5月サントス大統領が中国を訪問した際、両国の間でFTA締結に係るフィージビリティ共同調査を行うことが合意された。中国側の調査を担当した中国社会科学院ラテンアメリカ研究所が同年8月に発表した内容によれば、FTAが締結された場合、農林水産分野では中国の対コロンビア輸出が最大956%増加する一方、コロンビアの対中国輸出が179%増加すると分析している（詳しい品目に関する記載はない）¹⁰⁰。他方、コロンビアの産業界では中国とのFTAはコロンビア製造業にとって大きなダメージになるとの強い懸念が示されており、農林水産分野からは特に締結に向けた要望が示されているわけでもない。

フィージビリティ共同調査の発表以降、サントス政権はFTA交渉を進める旨の発言を行っておらず、商工観光省の見解としては現在進められているFTA交渉の締結及び既存FTAの有効活用が優先順位の高い取り組みとなっているため、中国とのFTA交渉開始は短期的には見込まれない。

¹⁰⁰ (Yu et al. 2012)

3.3.4 日本との貿易動向

過去 10 年の両国の貿易推移を見てみると、貿易総額は約 2 倍増えており、コロンビアは輸入超過である。農産品分野ではコロンビアは 3 億ドルの輸出額を記録しており、コーヒー及び花卉類に集中している。日本からは種子が約 100 万ドル程度輸入されている。

表 141 コロンビアの主な対日農林水產品輸出品目（百万米ドル）

HS		2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
	総輸出額	262	330	324	395	372	336	511	528	360	388
	農林水產品の輸出額	193	262	250	256	294	302	442	425	292	302
0901	コーヒー、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有する代用物	162	227	210	214	246	250	373	351	215	227
0603	切花及び花芽(生鮮、乾燥、染色、漂白又はその他の加工をし、装飾用に適するもの)	13	16	18	24	28	29	47	51	56	52
2101	コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物(いつたもの)並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物	13	14	15	13	15	17	15	15	14	17
0803	バナナ(プランテンを含む、生鮮及び乾燥)	1	1	1	2	1	3	2	1	2	2
0510	アンバーグリス、海狸香、シベット、じゃ香及びカンタリス、胆汁並びに医療用品の調製用の腺その他の動物性生産品(生鮮、冷蔵又は冷凍並びに一時的な保存に適する処理をしたもの)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
0301	魚(生きているもの)	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
0303	魚(冷凍したもの、第 03.04 項の魚のフィレその他の魚肉を除く)	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1
2004	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜(冷凍したもの、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの)	0	0	1	1	0	1	0	1	1	1

出所) ITC

表 142 コロンビアの主な対日農林水產品輸入品目（百万米ドル）

HS		2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
	総輸入額	695	705	945	1,231	1,153	825	1,157	1,438	1,654	1,479
	農林水產品の輸入額	0.5	0.3	0.7	0.7	1.1	1.1	1.0	1.7	2.0	2.0
1209	播種用の種、果実及び胞子	0.2	0.2	0.3	0.5	0.5	0.5	0.7	1.0	1.1	1.1
1605	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物(調製し又は保存に適する処理をしたもの)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.3
1604	魚(調製し又は保存に適する処理をしたもの)、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
1505	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質(ラノリン含む)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1

出所) ITC

3.4 農業・食品分野を含む投資促進政策の動向

3.4.1 投資促進政策の概況

商工観光省傘下のコロンビア貿易振興局（PROCOLOMBIA）は同国の非伝統的商品¹⁰¹の輸出促進及び海外投資・観光の誘致を行う機関である。これらの分野の促進を通じてコロンビアの経済成長に貢献することが同機関の目的である。観光、投資及び輸出の 3 つの部に分かれ、海外に 28 の事務所を構えている。日本事務所は日本の他にシンガポール及び台湾も管轄している。

コロンビアにおける外国投資を定める法律は 2000 年政令第 2080 号（2014 年 7 月改訂）である。同政令では有害・放射線物質の製造及び取扱以外はどの分野においても外国直接投資が可能となっている。また、金融業、化石燃料・鉱業への投資については別の規定が設けられているが、農林水産業・食品分野に対して特に規制はない。

表 143 外国直接投資受入額上位 10 か国（百万米ドル）

	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
1 米国	1,262	2,146	2,636	2,697	2,874	2,343	1,593	2,155	2,476	2,861
2 スイス	23	82	65	122	140	166	180	994	698	2,084
3 パナマ	86	324	330	839	1,141	789	1,368	3,508	2,395	2,055
4 英国	279	4,302	906	1,580	1,505	1,400	949	1,408	1,357	1,416
5 スペイン	277	716	671	572	1,040	830	113	1,164	628	951
6 アンギラ諸島	-12	59	-2	1,304	1,224	920	337	482	598	856
7 バーミュダ	647	275	396	82	404	645	624	924	367	846
8 ケイマン諸島	11	114	223	297	132	213	332	406	507	608
9 オランダ	90	489	205	-660	60	197	1	1,072	-1,792	580
10 メキシコ	-10	1,061	262	390	573	-464	-296	455	849	565
..
24 日本	7	-85	14	29	36	14	17	41	61	67
合計	3,116	10,235	6,751	8,886	10,565	8,036	6,430	14,648	15,039	16,200

出所) コロンビア国立銀行

3.4.2 農林水産業・食品分野に係る投資促進

投資促進の分野では PROCOLOMBIA は 3 つのセクターを中心に投資の誘致を行っており、それらは農食品加工分野、製造分野及びサービス分野である。農食品加工分野の中で、PROCOLOMBIA は特に以下の 5 分野に対する投資誘致に取り組んでいる。

- 養殖
- バイオ燃料
- カカオ・チョコレート等の製菓

¹⁰¹ 国家統計局（DANE）の統計では、伝統的商品は石油及びその派生品、石炭、フェロニッケル及びコーヒーを指す。

■ 食肉

■ 野菜・果実類

これら 5 分野に共通している点としては、これらは輸出分野であること、そしてコロンビアで加工したものを地理的に近い米国への輸出が可能であるというコロンビアの地理的特徴を指摘できる。

養殖分野では、近年コロンビアで生産が増加しているティラピア、コロソマ及びマス等の養殖を有望な投資対象分野として紹介している。また、コロンビアの気候条件からみてエビの養殖も潜在性のある対象であるとしている。

バイオ燃料については、コロンビア政府は 2005 年に国内バイオ燃料促進政策を策定した。そのため、同商品の増産及び輸出を促すために、外資からの投資に期待している。特にエタノールの原料となるサトウキビ、そしてバイオディーゼルの原料となるアブラヤシの生産はコロンビアでは増加傾向にあり、有望な投資先分野であるとしている。

また、コロンビア国内のカカオ生産が盛んであり、その品質が高いことから PROCOLOMBIA はチョコレートなどの製菓業への投資誘致を行っている。さらに、世界の最大の消費国は米国及び EU であり、コロンビアがこれらの国・地域と FTA を締結しているため輸出が容易にできることも同分野の魅力の一つとなっている。

PROCOLOMBIA によればコロンビアは中南米では第 4 の牛肉生産国であり、同分野の潜在性が高い。牧草地帯が広範囲に広がっているため、肥育から屠畜までの全過程は通年可能である。さらに、輸出目的のための食肉生産に必要となる資本財及び中間財の輸入には関税及び消費税が免除となるプログラムも用意されている。

野菜・果実分野では FTA ネットワークを通じた米国、EU 及び韓国等への輸出可能性を同分野の魅力の一つとして PROCOLOMBIA は示している。アブラヤシ、果実及び野菜栽培への新規投資の場合、所得税が収穫 1 年目から 10 年間免除されるといった税制優遇がある。

表 144 分野別外国直接投資受入額の推移（百万米ドル）

	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
石油	495	1,125	1,995	3,333	3,349	2,637	3,080	4,700	5,471	5,112
鉱業	1,246	2,151	1,796	1,081	1,790	3,014	1,838	2,480	2,474	2,977
製造	288	5,502	815	1,760	1,696	1,364	210	1,214	1,985	2,590
金融	244	245	478	1,359	1,083	711	916	1,160	1,077	1,606
運輸・倉庫・通信	481	1,025	1,065	401	978	340	-356	1,760	1,245	1,386
商業・ホテル・レストラン	202	299	501	779	1,018	578	221	2,546	1,339	1,136
電力・ガス・水	88	-252	-68	-129	156	-992	43	381	672	395
建設	74	150	159	223	387	273	302	444	401	378
その他	-6	-16	3	39	71	88	118	-193	349	324
農畜水産・食品	3	5	6	39	36	20	58	156	26	296
合計	3,116	10,235	6,751	8,886	10,565	8,036	6,430	14,648	15,039	16,200

出所) コロンビア国立銀行

農畜水産・食品分野における主な外国企業の投資事例は以下の通りである。

■ Merhav (イスラエル企業)はマグダレナ県にエタノール精製所を建設 (投資額 : 3 億ドル)

- Olmue（チリ企業）はバリエ・デル・カウカ県に果実加工工場を建設（投資額：6 億ドル）
- Nestle（スイス企業）はコーヒーの残渣からバイオマスを精製するプロジェクトを実施（投資額：1,200 万ドル）
- Coca Cola（米国企業）はクンディナマルカ県に清涼飲料製造工場を建設（投資額：2.4 億ドル）
- Cadbury-Kraft Foods（英国企業）はカリ市にある製菓工場を拡張（投資額：300 万ドル）

土地所有

外国企業による土地の所有について規制はない。しかし、土地の用途に関する規制があるため、管轄の自治体への確認が必要である。

3.5 インフラ状況及び整備計画

3.5.1 コロンビアのインフラ状況

コロンビア革命軍(FARC)と国民解放軍(ELN)等との紛争やゲリラ活動が原因となり、インフラ整備がこれまで遅れていた。世界経済フォーラム（2012-2013 年）によれば、コロンビアのインフラに係る国際競争力は、インフラ全般を対象とすると全 148 対象国の中 117 番目であり、特に、道路や鉄道、港湾インフラの品質の低さが指摘されている。現在でも住民による反対運動や反政府勢力によるインフラ設備への攻撃等が妨げとなることがあるものの、治安状況・経済情勢の改善に伴い、以前に比べインフラ整備への取り組みが活発化している。

図 26 コロンビアの主要幹線道路

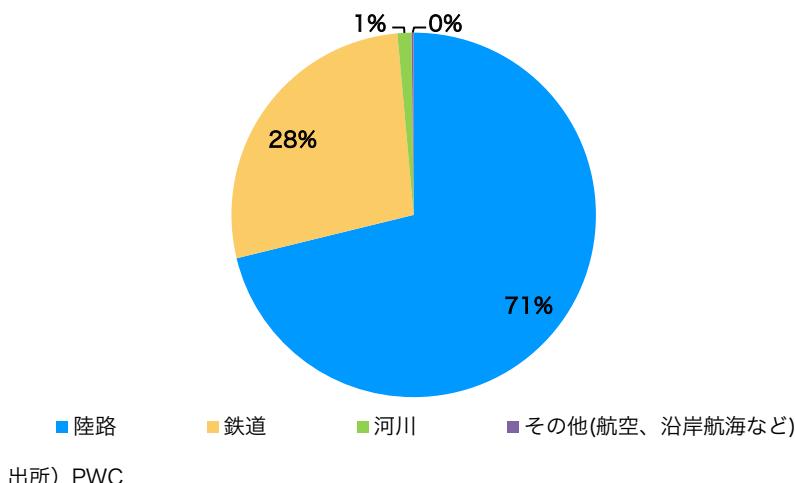
コロンビアにおける貨物輸送の形態を見てみると、現状では陸路によるものが大半を占め、全体の 7 割以上を占める。続いて鉄道による輸送が 3 割弱となっており、これら 2 つの形態が圧倒的である。陸上交通では、トラックによる輸送を中心である。道路の舗装率は国道でも 76% 程度であり、首都ボゴタや他の主要都市からカリブ海沿岸の港湾へと延びるルートは整備が進んでいる一方、対日貿易の際などに重要な太平洋岸の港へと通じる道路は 1 路線のみである。鉄道は、実質稼働しているのは既存路線の 3 分の 1 程度にとどまる。主に石炭等の貨物輸送に使われ、他の路線は修理等のため活用されていないが、トラック輸送の代替輸送手段として、鉄道利用の拡大が期待される（河川は、貨物の輸送に使われるが、全体の 1% と少ない）。

また、港湾の整備状況として、カリブ海側と異なり太平洋岸の地形は陥しく、大型船が入港できるのはブエナベンチュラ (Buenaventura) 港とバイア・ソラノ (Bahia Solano) 港のみとなっている。コロンビアの貿易は拡大傾向にあり、2006 年から 2012 年の間に輸入は 67%、輸出は石油・石炭などを中心に 78% 増加しており、特に太平洋岸の港湾や、港湾と結ぶ道路の整備が必要となっている。



出所) Nations Online Project

図 27 貨物輸送の形態（2011 年、千トン）



2008 年の調査結果によると、コロンビアにおける物流費は、企業の売上高の約 12.5%を占めた。これは GDP の約 4 分の 1 にあたり、コロンビアにおける物流コストは、他のラテンアメリカ諸国と同様に高い。要因としては、最寄港までの距離、道路整備状況の悪さ、燃料費の高さ、トラック組合による価格維持の圧力等が挙げられる。また、鉄道など代替となる輸送手段が発達していないため、価格競争の原理が働きにくい現状がある。

表 145 国内輸送コストの比較

主要都市と港湾間の輸送及び荷物の積み下ろしに関する輸出コスト

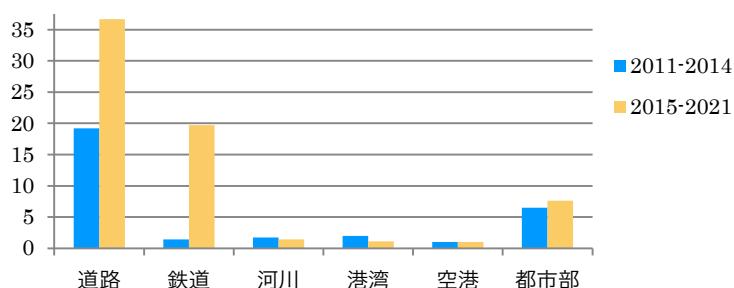
国	米ドル (20f コンテナの場合)
コロンビア	1,535
メキシコ（メキシコシティ）	900
ブラジル（サンパウロ）	700
アルゼンチン	600
チリ	400
ペルー	280

出所) 世界銀行 Doing Business 2014 Inland Transportation and Handling

3.5.2 コロンビアのインフラ政策

サントス政権は、民間投資を基盤とし、大規模なインフラ整備を推し進めている。コロンビアの国家開発計画（PND 2010-2014）で示されている予算のうち、インフラ関連では住居都市国土省に 17%、運輸省に 8%が割り当てられた。輸送インフラについては主に国家企画庁（DNP）による計画の下、国家インフラ庁（ANI）が主導しており、公的セクターのインフラ投資総額を GDP の 1%から 3%に引き上げようとしている。輸送手段別に見てみると、道路への投資が最も多く、今後もさらに増額が見込まれている。道路への投資の多くは、国内各地での有料道路建設に充てられる。また、これまで鉄道への支出額は多くなかったが、2021 年までの期間に大幅な投資増加の予定である。一方、港湾への予算にはさほど変化がない。

図 28 コロンビア政府のインフラ投資額（兆ペソ）



出所) 運輸省

コロンビアの運輸省は 2011 年、交通インフラの整備に今後 10 年間で総額 99 兆ペソ（約 500 億ドル）の投資を行い、2018 年までに 2 車線の高速道路距離を 5 倍とすること、運用中の鉄道を 3 倍とすること、港湾の処理能力を倍増させることなどを発表した。

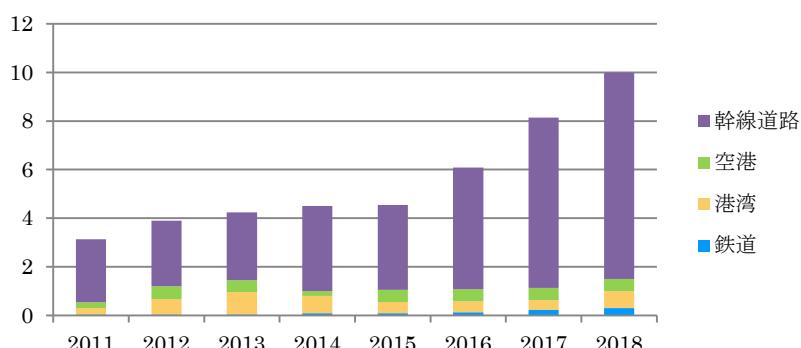
表 146 コロンビア政府によるインフラ整備目標

内容	2013 年 12 月時点	2014 年 7 月～2018 年 7 月
新たな道路建設	634 Km	2,026 Km (1,290 km) (*)
a) 2 車線	554 Km	1,814 Km (1,176 km)
b) 1 車線	80 Km	212 Km (114 km)
APP 制度下での道路整備	5,506 Km	10,861 Km
鉄道線路網の運行状況	628 Km	1,283Km
インフラ道路への民間投資 (4 年間の累積額、百万ペソ)	8,000,000	20,940,000
インフラ線路/空港/港への民間投資 (4 年間の累積額、百万ペソ)	3,300,000	4,280,000

出所) コロンビア運輸省 (*): 現状+2014 年前半に 102km+4 年間で 1,290km

国家開発計画では、GDP の 3%にあたる約 90 億米ドルのインフラ投資に充てるとの計画を示しており、そのうち公共投資が 3 分の 1、残りは官民パートナーシップ（PPP）によるとしている。2012 年 1 月に定められた官民パートナーシップ法（APP）では、インフラ案件の企画・建設・運営を民間セクターに委ねる方針が示されている。インフラ整備への民間投資は今後も拡大される見込みであり、2011 年の基準と比較すると、2018 年には 3 倍以上に増額となる予定である。これまででも幹線道路に対する民間投資額は他のインフラに比較し多かったが、今後は更にこうした動きが活発になり、2011 年の 2 兆 6 千億ペソから 2018 年には 8 兆 5 千億ペソに増額になると見込まれている。

図 29 インフラ設備への民間投資政府予測（兆ペソ）



出所) ANI